

平成24年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

各種団体に対する検査・指導・監督等の事務について

総括表

【平成26年3月6日現在】

項 目	監査の結果			意 見		
	件数	措置	経過報告	件数	措置	経過報告
(1) 定期的に提出を受ける決算関係書類等の書類から得られる情報をその団体の指導監督又は検査に有効活用すべきである。	1	1		12	11	1
(2) 指導監督に必要な団体の情報を適時かつ正確に入手し、常時把握すべきである。	4	3	1	9	8	1
(3) 法の趣旨、各団体の特徴や過去の指導監督等の状況を踏まえて、指導監督又は検査を行うべきである。	5	4	1	16	10	6
(4) 検査における指摘事項の措置状況は適切に確認すべきである。	1	1		3	3	
(5) 休眠状態の把握を網羅的に正確に行い、休眠団体に対し厳格に対応すべきである。	2		2	2	2	
(6) 検査結果に至る判断の過程や検査の実施過程も含めて検査調書に記録し、当該検査の記録を所管課として適切に保管しておくべきである。				6	6	
(7) 検査に係るマニュアルやチェックリスト等の検査ツールの定期的な見直しを図り、当該内容を検査員に十分に周知徹底すべきである。				1	1	
(8) 団体の指導監督又は検査を有効に行う上では、団体に係る会計や経理の知識の向上や習得が必要不可欠である。	1		1	8	7	1

(注1) 監査の結果…①合規性、②3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの

意見……………監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2) 措置……………監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告……………措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成24年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
<p>3. 大阪府の指導監督又は検査の事務に関する監査の結果と意見</p>			
<p>(1) 定期的に提出を受ける決算関係書類等の書類から得られる情報をその団体の指導監督又は検査に有効活用すべきである。</p>			
<p>①消費生活協同組合（所管：府民文化部 男女参画・府民協働課）</p>	<p>消費生活協同組合については、多くの組合員から出資金を預かっており、府民でもある組合員の生活とも密接な関わり合いがあることから、生協法第93条、第94条第2項には「組合の会計経理が著しく適正でない」と認めるときには組合に報告させ、検査することができることとされている。</p> <p>この不適正な会計経理の規定については、他の団体に係る他の法令にはない稀な規定である。この点について、当該規定は重大事案が発生するまで行政庁の無為を認めたものではなく、行政庁は、報告徴収や検査実施の権限を有効に行使するために、組合の会計経理が適正かどうかをなんらかの方法で確認しておくべきと考える。</p> <p>そこで、消費生活協同組合を所管する府民文化部男女参画・府民協働課は<u>毎年の実地検査を行っていない消費生活協同組合に対しても、最新の決算関係書類等をもとに財務分析を行うことにより、状況把握の頻度や精度を上げ、指導監督の一助とすべきである（意見番号1）。</u></p>	<p>消費生活協同組合法（以下「法」という。）第92条の2に基づき毎事業年度終了後3月以内に提出される決算関係書類等をもとに、今年度以降、定期検査を実施しない生協に対しても財務分析を行い状況把握の頻度や精度を向上し、継続していく。</p> <p>今年度（9月～12月）の定期検査（19生協）において、引き続き当該決算関係書類等を参考に会計・財務分野の検査を実施した。</p>	<p>措置</p>
<p>②社会福祉法人（所管：福祉部地域福祉推進室法人指導課（現指導監査課））</p>	<p>現状、所管する法人数が多く、社会福祉法人に対する検査は実態としては概ね3年から4年に一度のサイクルで行われているが、実地検査の対象ではない社会福祉法人に対して経年比較や財務分析等は行っていない。</p> <p>社会福祉法人を所管する福祉部地域福祉推進室法人指導課は、<u>実地検査を行わない年度においても業務及び財産の状況等を記載した最新の法人調書等をもとに経年比較や財務分析等を行う</u></p>	<p>大阪府が所管する社会福祉法人の財務状況について、法人から提出される決算関係書類をもとに財務分析を行い、財務状況が悪い法人については過去数年分の財務分析を行い、経年的に悪い状況の法人については、指導監督の一助とする</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>③国民健康保険組合（所管：福祉部 国民健康保険課）</p> <p>国民健康保険組合は、多数の組合員から保険料を受け取り、非常に多額の資産を保有している。国民健康保険組合は、国民皆保険の一翼を構成し社会保障の重要な機能を担っていることから、確実にその事業を実施しうる程度に財政基盤が安定していることを所管課として常に把握しておくべきと考える。「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監査について」（厚生労働省保険局国民健康保険課長通知、最終改正平成 20 年 9 月 30 日）においても、同様の趣旨のこととして、国民健康保険組合を所管する都道府県知事は「事業の適正かつ安定的な運営を図るため、事業運営の実情を把握分析」すべきと謳われている。</p> <p><u>国民健康保険組合を所管する福祉部国民健康保険課は、これらの規定等の趣旨を十分にしん酌し、<u>実地検査を行わない年度においても提出された決算等の経年比較分析等を行うことで、少なくとも大きな財産の毀損がないか、財政基盤が安定し確実にその事業を実施しうるかを把握しておくべきである</u>（意見番号 3）。</u></p>	<p>国民健康保険組合への指導監督については、「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督について（基本通知）」に基づき、原則として各国民健康保険組合に対し、2年に1回実地において実施しているが、平成 25 年度から全ての国民健康保険組合での運営状況等を把握するため、実地に指導を行わない組合についても、その内容を記載した調書を提出頂き、その内容の把握を行った。</p> <p>また、国民健康保険法施行令に基づき、報告される事業及び決算について分析を行い、財産の毀損がないか、財政基盤が安定し、国民健康保険事業が適切に実施できるかの把握を行った。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
<p>④医療法人（所管：健康医療部保健医療室医事看護課）</p>	<p>現状、健康医療部保健医療室医事看護課では、医療法人に係る事務について、定款の変更の認可申請や定款の変更に当たっての指導相談に業務の重きが置かれているように見受けられた。現に、提出を受けた事業報告書等の内容を業務として確認することはしていない。</p> <p>法人に事業報告書等を提出させること自体が法の趣旨や目的ではない。提出された書類を活用して法人の指導監督に活用することこそが法の目的であることから、</p> <p><u>医療法人を所管する健康医療部保健医療室医事看護課は、毎年提出を受ける事業報告書等を法人の指導監督に活用するよう、その活用方法を検討すべきである（意見番号4）。</u></p>	<p>厚生労働省通知の「医療法人運営管理指導要綱」に基づく指導監督に努める。</p> <p>また、事業報告書等の活用などに関しては、近隣府県の取組み状況を聞き取り、参考にするとともに、分析項目・手法などを定めたマニュアルの作成を検討する。</p>	<p>経過報告</p>
<p>⑤中小企業関係組合（所管：商工労働部 商工振興室経営支援課）</p>	<p>現状はこの業務委託の結果を十分に各中小企業関係組合の指導監督に活用できていない。団体に決算関係書類等を提出させること自体が法の趣旨や目的ではなく、提出された書類を活用して団体の指導監督に活用することこそが法の目的である。したがって、決算関係書類等の実質的な内容に踏み込んだチェックは必要ではなく、形式的な確認で十分であるとする現状の姿勢には問題があると考えられる。すなわち、現状の業務委託を通じての決算関係書類等の提出の有無の確認と形式的なチェックの実施だけでは十分ではない。</p> <p><u>中小企業関係組合を所管する商工労働部商工振興室経営支援課は、毎年提出を受ける決算関係書類等を組合の指導監督に活用すべきであり、その活用方法を検討すべきである（意見番号5）。</u></p>	<p>平成25年度は、府認可組合の「組合運営診断チェックシート」によるチェックの実施に加えて、組合の中小企業等協同組合法及び定款の違反についての指導監督に、届出のあった決算関係書類を有効活用する手法を外部の専門家の意見を踏まえて検討しチェックマニュアルを作成中。（3月末完成予定。）</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>⑤ 中小企業関係組合（所管：商工労働部 商工振興室経営支援課</p> <p>業務委託先が作成している「組合運営診断チェックシート」において現実に指摘された決算関係書類等の不備について、商工労働部商工振興室経営支援課として改善のための指導を積極的には行っていない。現状は不備がある項目について、次回提出時に留意することを求めているのみである。</p> <p><u>中小企業関係組合を所管する商工労働部商工振興室経営支援課は、各組合に対する指導監督のために、「組合運営診断チェックシート」における不備の指摘を活用できる情報として整理蓄積し、その指導監督に活用すべきである（意見番号6）</u></p>	<p>平成 23 年度から蓄積している「組合運営診断チェックシート」による指摘情報を活用し、効果的な指導を行うため、前年度の不備指摘項目が改善されているかについて平成 25 年度からチェックすることに改善し、組合運営指導事業業務委託仕様書に盛り込んだ。引き続き、指導・改善状況を蓄積し、指導に活用する。</p>	<p>措置</p>
<p>大阪府商工労働部商工振興室経営支援課は、決算関係書類等の提出を受けるのみでほとんど組合と接触がないが、本来各組合を指導監督するのは大阪府商工労働部商工振興室経営支援課である。</p> <p><u>各組合に対して有効に指導監督を行うためには、業務委託契約の内容について前年度をそのまま踏襲するのではなく、必要に応じてその内容を更新することを検討すべきである（意見番号7）。</u></p>	<p>平成 25 年度は、組合運営指導事業の委託契約内容を見直し、府認可組合の指導監督に活用するため、「組合運営診断チェックシート」の内容の見直しを行うとともに決算関係書類の有効活用手法の検討（チェックマニュアル作成など）事業を追加した。</p> <p>さらに、事業課題を明示して、より効果的な事業手法の提案を求め、プロポーザル方式で公募した。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>通常「組合運営診断チェックシート」を用いて明らかとなった不備の内容は、大阪府が大阪府商工労働部商工振興室長名で「決算関係書類の判定」として各団体に通知することになっている。これは、各中小企業関係組合に対し次年度以降より適切な決算関係書類を提出させるためである。</p> <p>しかしながら、平成23年度は、各組合に対しては委託先から直接「組合運営診断チェックシート」そのものが送付されたのみであり、商工労働部商工振興室経営支援課として「決算関係書類の判定」結果を通知していなかった（結果番号1）。</p>	<p>「組合運営診断チェックシート」の通知に加え、平成24年度は商工振興室長名、平成25年度は中小企業支援室長名による改善の文書指導を行った。今後も、引き続き、チェックシートに基づき、指導監督庁として必要な指導を行っていく。</p>	措置
<p>⑥商工会、都道府県商工会联合会、商工会議所（所管：商工労働部商工振興室経営支援課）</p> <p>団体に決算関係書類等を提出させること自体は法の趣旨や目的ではなく、提出された書類を団体の指導監督に活用することこそが法の目的である。</p> <p>この点について、<u>商工会、商工会議所等を所管する商工労働部商工振興室経営支援課は、毎年提出を受ける決算関係書類等をもとに経年比較や財務分析等を毎年行うことにより、商工会、商工会議所等が置かれた状況把握の頻度や精度を上げ、指導監督の一助とすべきである（意見番号8）。</u></p>	<p>商工会、商工会議所等に対する指導監督については、小規模事業を中心とした検査、日々のコミュニケーションや意見交換を行うとともに団体から提出された決算関係書類等について確認し、各団体の事業や予算規模、収支等を把握して必要な指導監督を実施してきたところ。</p> <p>今年度からは、これまでの手法に加え、経年比較を行うため、新たに作成したフォーマットに各団体の決算関係書類等の具体的な数値を記載し、データ化を図ることでその状況把握の精度を高めた。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>⑦ 専門農協（所管：環境農林水産部 検査指導課）</p> <p>現在、専門農協を所管する環境農林水産部検査指導課は、専門農協に対する事務において、特に休眠状態にある専門農協の把握並びにその整理に重点を置いている。これは、専門農協の現況として、農業従事者の高齢化が進み、農業の担い手が減少しており、現に大阪府下でも休眠状態にある専門農協が多いため、また、一般的に休眠状態にある団体を悪用した不正を未然に防止する為である。したがって、現状は、業務及び財産の状況を記載した業務報告書は活動実績や活動実態の有無の把握に主に用いられ、活動実績あるいは活動実態があり現に活動している専門農協の指導監督には十分に活用されていない。</p> <p><u>専門農協を所管する環境農林水産部検査指導課は、業務及び財産の状況を記載した最新の業務報告書をもとに経年比較や財務分析を毎年行うことにより、専門農協が置かれた状況把握の頻度や精度を上げ、指導監督の一助とすべきである（意見番号9）。</u></p>	<p>提出された業務報告書について、決算書類の各記載項目が正確に記載されているか検証した。</p> <p>また、貸借対照表・損益計算における各勘定科目の経年比較等を行い、異常な変動がないか内容の確認を行い専門農協の経営状況の把握を行った。</p> <p>その結果として、問題のある専門農協は認められなかった。</p>	措置
<p>⑧ 地方卸売市場（所管：環境農林水産部 流通対策室）</p> <p>地方卸売市場を所管する環境農林水産部流通対策室では、各市場の状況を把握するための財務分析として、市場の安全性（例：売掛金の回転期間分析）や収益性（例：各種利益率）等を計る指標とともに、その指標に安全若しくは収益性が一般的に高いと考えられる一応の判断規準となる目安（例：売上債権回転期間が2か月以上だと、多額の不良債権が存在しているものと推察できる）を設けている。しかしながら、現状は財務指標値の算定にとどまりその結果の良否の判断は行っていない</p> <p><u>安全性や収益性等の指標や判断規準となる目安を設けているのであるから、財務指標値の良否を十分に分析し、その分析結果を地方卸売市場への指導監督に活用すべきである（意見番号10）</u></p>	<p>市場ごとに財務指標値の経年変化を確認することにより、市場の指導監督の充実を図っていく。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p><u>毎年の実地検査を行っていない地方卸売市場に対しては、最新の事業報告書等をもとに毎年財務分析を実施することにより、状況把握の頻度をあげ指導監督の一助とすべきである（意見番号 11）</u></p>	<p>市場決算後、3ヶ月以内に財務資料の提出を求めることにより、迅速な状況把握に努める。</p>	<p>措置</p>
<p>現状ある財務指標そのもの並びに財務指標値の良否の判断規準となる目安は、平成 17 年頃に専門家のアドバイスを受けて策定したものであるが、一般的に考えて、平成 17 年頃と比べると地方卸売市場が置かれている市場環境は大きく変化しているものと考えられる。</p> <p><u>毎年ではないにしても、指標並びにその判断規準となる目安が、地方卸売市場が置かれている現状の市場環境の実態に沿ったものかを一定頻度で見直すべきである（意見番号 12）。</u></p>	<p>今回、国が実施する中央卸売市場の検査において活用している財務指標を参考に見直しを実施した。</p> <p>今後も、指標の検討を適宜行っていく。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
(2) 指導監督に必要な団体の情報を適時かつ正確に入手し、常時把握すべきである。			
<p>①消費生活協同組合(所管:府民文化部 男女参画・府民協働課)</p>	<p>消費生活協同組合は毎年貸借対照表をはじめとする決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を大阪府知事に提出しなければならない(生協法第92条の2第1項、第31条の7第2項)。現状では、大阪府の管轄下にある消費生活協同組合(連合会を含む)は70団体存在するが、このうち16団体は休眠状態にあり(この点については(5)①にて後述する)、毎年提出が求められる決算関係書類等も近年は提出されていない。また、その他の54団体の中にも、提出状況の悪いところ、提出がないところがある</p> <p><u>生協法第92条の2第1項において毎年提出が求められる決算関係書類等については、全ての組合から毎年適時に提出させなければならない(結果番号2)。</u></p>	<p>法第92条の2に基づき決算関係書類の提出状況の悪い生協には督促書を送付し、活動している全生協からの提出を確認した。</p> <p>また、休眠状態にある*17生協に対しては、平成25年8月6日付けで当該生協の登記上の事務所所在地及び全理事の住所に督促書を送付し、休眠状態にある生協に対し、解散命令を発出していく(内、10生協は、H26年3月~4月予定)。</p> <p>*1生協の休眠状態を確認したので追加した。</p>	措置
<p>①消費生活協同組合(所管:府民文化部 男女参画・府民協働課)</p>	<p>当該決算関係書類等の未提出に対して過料に処することとされている(生協法第100条第1項第43号)。この点について、消費生活協同組合を所管する府民文化部男女参画・府民協働課から厚生労働省に照会をかけたところ、当該決算関係書類等の未提出について過料に処するかどうかは各行政庁の裁量権の範囲であるとのことであった。</p> <p>しかしながら、決算関係書類等の提出を定め、さらに提出の実効性を高めるために過料という手段を設けた法の趣旨に鑑み、<u>継続して事業報告等の提出を督促すべきであるのはもちろんのこと、それでもなお決算関係書類等の提出のない組合に対しては、生協法第93条の規定に基づき組合から報告を徴することや、過料に処すよう裁判所に通知することも検討すべきである(意見番号13)。</u></p>	<p>今年度より決算関係書類の提出が無い生協に対し督促を実施し、活動している全生協からの提出を確認した。今後も督促を実施してもなお提出の無い生協には、過料事件通知を行って行く。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
<p>② 医療法人(所管：健康医療部保健医療室医事看護課)</p>	<p>医療法人は毎年事業報告書や貸借対照表をはじめとする決算書類を大阪府知事に提出しなければならない(医療法第52条第1項)。ところが、健康医療部保健医療室医事看護課が所管する医療法人2,203法人の中にはこれらの事業報告書等を提出していない法人があるにもかかわらず、これまでは所管する医療法人数が多いことなどを理由に医療法人から事業報告書等が提出されているかどうかの確認を行ってこなかった</p> <p><u>医療法人から事業報告書等が提出されているかどうかの確認を行っておらず、全ての医療法人から毎年入手すべき事業報告書等を入手できていない(結果番号3)。</u></p>	<p>平成25年2月、事業報告書未提出法人に督促を行った。</p> <p>また、今年度から、医療機関基本情報管理システムにおいて、事業報告書等の提出の有無を入力し、確認できるように処理しており、未提出法人に対し督促を行う。</p>	<p>経過報告</p>
<p>③ 中小企業関係組合(所管：商工労働部 商工振興室経営支援課)</p>	<p>中小企業関係組合は、大阪府知事に対して毎年事業報告や貸借対照表をはじめとする決算関係書類を提出しなければならないが、所管する1,183団体の中小企業関係組合のうち106団体は連絡が取れず、長期にわたり事業活動を停止していることが疑われる、いわゆる休眠組合であり、毎年提出が求められる事業報告等も近年は提出されていない。</p> <p><u>継続して事業報告等の提出を督促すべきであるのはもちろんのこと、それでもなお、事業報告等の提出のない組合に対しては過料に処すよう裁判所に通知することなども検討すべきである(意見番号14)。</u></p>	<p>平成25年度は8月末に決算関係書類未提出組合に、過料対象となる旨の通告内容を付して提出の督促指導通知文書を組合に送付した。</p> <p>未提出組合に対しては、過料よりもより効果の高い「休眠組合の整理」を適切に行い(平成25年度も「休眠組合の整理」を実施)、効果的な組合指導、組合整理を実施していく。</p>	<p>措置</p>
<p>④ 地方卸売市場(所管：環境農林水産部 流通対策室)</p>	<p>市場法及び大阪府地方卸売市場条例並びに条例施行規則は、地方卸売市場の卸売業者に対して毎年事業報告書を作成し大阪府知事に提出することを求めている。事業報告書の未提出について地方卸売市場に対する過料等の罰則規定がないなどの理由から、大阪府地方卸売市場条例施行規則の様式にしたがった最新の事業報告書を手入している市場が全29市場のうち4市場(平成23年度実績)と、その殆どについて入手できていない。</p>	<p>各市場の事業報告書については決算時期に合わせ、時宜を得た督促を行うことにより、回収率の向上を図っていく。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
	<p><u>環境農林水産部流通対策室は、法や条例の規定どおり、全ての地方卸売市場に毎年適時に最新の事業報告書を提出させなければならない（結果番号4）。</u></p>		
<p>⑤ 水産業協同組合（所管：環境農林水産部 水産課）</p>	<p>経済事業実施組合若しくは出資組合に該当する水産業協同組合が子会社等（子会社並びに当該組合と農林水産省令で定める特殊の関係のある会社）を有する場合には、当該組合は、事業年度毎に、組合単体の業務報告書のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書（以下、便宜的に「連結業務報告書」という。）を作成し、大阪府知事に提出しなければならない（水産法第58条の2第2項、水産法施行規則第205条第2項第4項）。</p> <p>しかしながら、水産業協同組合を所管する環境農林水産部水産課は、現実に子会社等を有している一部の組合から連結業務報告書を手入れしなければならないという認識がなく、<u>連結業務報告書を手入れしていなかった（結果番号5）。</u></p>	<p>平成25年5月に大阪府漁業協同組合連合会において、関係水産業協同組合を対象に平成25年度常例検査に関する詳細な実施説明会を開催した。</p> <p>当該説明会において、『決算書類等の作成にかかる指導文書の普及について』（水産庁漁政部水産経営部長名 21水漁第1122号平成21年8月5日）について資料説明を行い、子会社等の連結業務報告書作成を強く指導したところである。</p> <p>対象水産業協同組合については、既に常例検査において連結業務報告書作成の指導を行った組合もあり、今後も対象組合へ同報告書の提出指導を継続する。</p>	<p>措置</p>
<p>⑤ 水産業協同組合（所管：環境農林水産部 水産課）</p>	<p>現状は、出資先を有する水産業協同組合の一部について、その出資比率等を把握できておらず、実質的な観点で子会社等に該当するかどうかを判断するために必要な情報を網羅的に正確に把握していない。</p> <p>まずは、<u>出資先を有する水産業協同組合については、速やかにその出資先に対する出資比率等並びに当該出資先が子会社等に該当するかどうかを正確に把握すべきである（意見番号15）。</u></p>	<p>前記常例検査説明会において、関係水産業協同組合に対し、子会社等出資関係書類（子会社等定款、子会社等商業登記簿謄本、本課指定調査票等）の提出を強く指導したところである。</p> <p>7月より常例検査に着手しており、年度内には子会社等の情報を網羅的且つ正確に把握する。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
<p>⑥ 生活衛生同業組合（所管：健康医療部 食の安全推進課及び環境衛生課）</p>	<p>健康医療部食の安全推進課及び環境衛生課は、生衛法に規定される生活衛生同業組合を業種に応じてそれぞれが所管しているが、健康医療部食の安全推進課及び環境衛生課は、生活衛生同業組合の基本的な情報を把握していなかった。</p> <p><u>生活衛生同業組合を所管する健康医療部食の安全推進課及び環境衛生課は、指導監督の内容や方法若しくはその水準を定めるための基本的な組合の情報を網羅的に正確に把握していなかったため、今後はこれらの情報を適時かつ正確に入手し、常時把握しておくべきである。（意見番号16）。</u></p>	<p>大阪府生活衛生同業組合指導監督要領を定め、毎事業年度終了後に、総会（総代会）資料（組合員数・前年度に実施した事業実績・収支決算、当該年度の事業計画（案）・収支予算（案）等）を提出させるとともに少なくとも3年に1回以上立入検査を行い、組合情報の入手・指導を行うこととした。</p>	<p>措置</p>
<p>⑦ 都道府県農業会議（所管：環境農林水産部農政室整備課）</p>	<p>大阪府農業会議を所管する環境農林水産部農政室整備課は、大阪府農業会議の基本的な情報、具体的には、補助金の支給対象とならない事業の内容等の情報共有を所管課として行っていなかった。補助金の支給対象とならない事業には、農業者年金基金、大阪府担い手育成総合支援協議会等に関する事業があるが、これらの事業の内容を所管課として組織的に共有できていなかった。</p> <p><u>大阪府農業会議を所管する環境農林水産部農政室整備課は、有効な指導監督を行うために、また報告や検査の必要性の判断のためにも、大阪府農業会議の補助金の対象範囲のみならず、対象外の事業も含めて、その全容を把握しておくべきである（意見番号17）。</u></p>	<p>従来から、大阪府農業会議に対する補助金額の変更や人員の削減等をする場合には、大阪府農業会議の業務について点検・検討を行ってきたところであるが、大阪府農業会議に対する有効な指導監督等を行うため、また、報告や検査の必要性の判断のために、今後も定期的に事業概要や会計執行状況等事業全般の説明を受け、全容の把握に努める。</p>	<p>経過報告</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
<p>⑧ 水産業協同組合（所管：環境農林水産部 水産課）</p>	<p>経済事業実施組合若しくは出資組合に該当する水産業協同組合が子会社等を有する場合には、連結業務報告書を作成し、大阪府知事に提出しなければならない。したがって、組合が子会社等を有するかどうかは指導監督の上で、常に正確に把握しておくべき事項である。</p> <p><u>水産業協同組合を所管する環境農林水産部水産課は、その所管するほとんどの水産業協同組合について出資比率等を把握できておらず、実質的な観点で子会社等に該当するかどうかを判断するために必要な情報を網羅的に正確に把握できていない（意見番号18）。</u></p>	<p>7月より着手している常例検査等を通じて、年度内を目途に、水産業協同組合の出資比率が50%を超えるもの、役員の兼職あるいは取引等が密接で実質的に組合の支配関係が認められる子会社等の情報を網羅的且つ正確に把握する。</p>	<p>措置</p>
<p>⑨ 商店街振興組合（所管：商工労働部 商工振興室商業・サービス産業課）</p>	<p>商店街振興組合を所管する商工労働部商工振興室商業・サービス産業課は、所管課として商店街振興組合の基本的な情報を共有していなかった。</p> <p><u>商店街振興組合に関する基本的な情報は、商店街振興組合を所管する関係グループ間で、より濃密に情報共有しておくべきである（意見番号19）。</u></p>	<p>平成25年4月、商店街振興組合を所管する2グループを統合した。これにより、グループ内で適切に情報共有できるようになった。</p>	<p>措置</p>
<p>⑩ 土地改良区（所管：環境農林水産部 検査指導課）</p>	<p>土地改良区の事務については、環境農林水産部内で分掌して行われている。土地改良区の日常的な指導監督については農政室が担当し、土改法第132条第1項の規定に基づく検査とその後の指導は検査指導課が担当している。</p> <p><u>実地検査の対象年度以外の各年度の状況について、農政室と検査指導課の間で情報交換を行い、適切に情報共有することが必要である。併せて、決算関係書類等の活用を推進するためにも、毎</u></p>	<p>現在、3年に一度の定期検査以外に、定期検査で運営等に問題があった土地改良区に対して特別検査を行っている。</p> <p>また、定期検査対象年度以外の年度についても、特別検査が必要かどうかの判断を行うため、決算関係資料をはじめ、知事の承認が必要な定款や事業計画の変更など土地改良</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p><u>年提出を受ける収支決算書及び財産目録等の決算書を、環境農林水産部として、どのように内容確認を行うこととするかを検討されたい（意見番号20）。</u></p>	<p>区の運営にかかる重要な事項について、農政室と検査指導課の間で決裁文書等を回付することにより情報を共有する体制を整備した。</p> <p>また、農政室から回付される決算関係資料を活用し、各年度の経常収支や資産・負債などの状況を経年で把握することにより、運営状況の変化が確認できるようにした。</p>	
<p>⑪ 中小企業関係組合（所管：商工労働部 商工振興室経営支援課）</p> <p>都道府県中小企業団体中央会は各種中小企業関係組合や個別企業、任意グループ等の総合指導機関であり、中小企業関係組合をはじめとする連携組織の利益を代表し、その発展を図ることを使命としている。事業の目的にもあるとおり、都道府県中小企業団体中央会は地域内の組合等に対する指導や監査を業とするため、大阪府は大阪府中小企業団体中央会と一定の距離感を保つ必要があるものの、中小企業関係組合の指導監督あるいは検査を行う上では協力関係にあるといえる。</p> <p><u>中小企業関係組合を所管する商工労働部商工振興室経営支援課は、大阪府中小企業団体中央会とその指導及び監査等の状況について積極的に情報交換をし、自らの指導監督に活用すべきである（意見番号21）。</u></p>	<p>府と中央会は、「組合の設立認可」「組合の定款変更認可」のほか、「組合内の紛争処理」など、適宜情報交換を行っており、連携・協力のもと適切な組合指導を実施している。</p> <p>平成25年度も、日常的な情報交換に加え、「組合支援、組合指導」について情報交換会を5回実施した。</p> <p>今後も引き続き、中央会と組合指導など積極的な情報交換を行い組合指導に活用する。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
(3) 法の趣旨、各団体の特徴や過去の指導監督等の状況を踏まえて、指導監督又は検査を行うべきである。			
① 特例民法法人	<p>今後新公益法人に対する検査は、総務部法務課が集中して行うこととなる。これまでの旧公益法人や特例民法法人と同様、新公益法人の規模や事業の特質はさまざまである。</p> <p><u>総務部法務課は、今後の新公益法人に対する検査について、検査日数や検査人員を新公益法人の規模や過去の問題点の有無など個々の状況に応じて柔軟かつ適切に割振りすることが望まれる（意見番号22）。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新公益法人制度への移行後の公益法人に対する立入検査を平成24年度から総務部法務課において実施している。</li> <li>・検査にあたっては、例えば、事業規模が小規模の法人は2名、大規模な法人・確認事項が多い法人等は3名で対応するなど、法人の規模、事業内容、移行時の課題の有無など個々の法人の状況に応じた検査人員で検査を実施している。</li> </ul> <p>検査日数については、原則1日で対応しているが、さらに必要がある場合には、検査日程を追加することも想定している。また、現場検査後、必要に応じ、適宜、追加資料の要求、事実確認、事後の対応状況の確認等を行っている。</p>	措置
② 生活衛生同業組合（所管：健康医療部 食の安全推進課及び環境衛生課）	<p>生活衛生同業組合には、組合員に出資をさせる組合（出資組合）と出資をさせない組合（非出資組合）の両方の形態が認められている。組合員に出資をさせなければ、組合員の営業に関する共同施設（生衛法第8条第1項第6号）、組合員への資金のあっせん（第7号）、組合員のための共済事業（第10号）を行うことはできない（生衛法第8条第2項）が、生衛法第8条第1項各号に規定された事業については組合員に出資をさせなくても行うことができる</p> <p><u>現状の生活衛生同業組合に対する指導監督は、出資組合と非出資組合をなんら区別せずに行われているが、出資組合と非出資組合に対する指導監督のあり方を明確に区別し、その水準を変えてし</u> <u>かるべきである（意見番号23）。</u></p>	<p>生活衛生同業組合の指導監督については、「大阪府生活衛生同業組合指導監督要領」（「報告票」を含む。）を策定し、それを基に出資組合、非出資組合に対して事業内容等を検査し、その状況を把握するとともに、必要に応じて指導を行うこととした。</p> <p>なお、出資組合に対しては、組合員から出資されていることを踏まえ、財産目録・貸借対照表・収支決算書等の提出を求め、非出資組合よりも重点的に安定した組合の運営について確認することとした。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>生活衛生同業組合を所管する健康医療部食の安全推進課及び環境衛生課はいずれも、「経営的基礎」とは具体的に何かという問いに対して、明確な考えを有していなかった。</p> <p>そこで、<u>出資組合の設立要件の一つでもあり、設立後継続して維持することが必要と考えられる「経営的基礎」を何と定義するか、生活衛生同業組合を所管する健康医療部として検討すべきである（意見番号24）</u></p>	<p>出資組合が、生衛法第8条第1項第6号（組合員の営業に関する共同施設）、同第7号（組合員に対する構造設備又は営業施設の整備改善及び経営の健全化のための資金のあつせん（あつせんに代えてする資金の借入れ及びその借り入れた資金の組合員に対する貸付けを含む。））及び同第10号（組合員の共済に関する事業）に規定される事業を行うためには、それぞれの事業資金が確保されていることが必要である。</p> <p>そのため、組合では財源として、出資の払い込みを設立当初より各組合員から受けてきたところである。よって、これらの事業を継続する上での最低限必要な資金策と考えられることから、「経営的基礎」を各組合員が出資した出資金の総額と定義した。</p>	措置
<p>共済事業（生衛法第8条第1項第10号）を実施する生活衛生同業組合は、共済事業に関する事業報告書や貸借対照表等を毎事業年度の終了後、遅滞なく大阪府知事に提出しなければならないが（生衛法施行規則第5条の8）、それ以外の組合について生衛法では特に定期的に提出しなければならない書類が定められていない。</p> <p>そこで、<u>設立後「経営的基礎」が大きく毀損していないかをはじめ、出資組合の指導監督に必要な情報の入手方法を改めて検討すべきである（意見番号25）。</u></p>	<p>大阪府生活衛生同業組合指導監督要領を定め、毎事業年度終了後に、総会（総代会）資料（組合員数・前年度に実施した事業実績・収支決算、当該年度の事業計画（案）・収支予算（案）等）を提出させるとともに少なくとも3年に1回以上立入検査を行い、組合情報の入手を行うこととした。</p> <p>（参考：食の安全推進課） 共済事業を実施している生活衛生同業組合はない。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
	<p>また、「<u>経営的基礎</u>」が毀損していることの疑義を抱かせる事象又は状況を整理して、まずは各出資組合の状況の把握に努めるべきである（意見番号26）。</p>	<p>各生活衛生共同組合への照会や定款、総会資料の確認により、各出資組合の状況の把握を実施した。</p>	措置
	<p>有効に指導監督を行うためには、健康医療部内で指導監督検査の考えを統一し、指導監督要領等として定めるべきである。</p> <p><u>指導監督に当たっての資料の入手の考え方、活用の考え方などを健康医療部内で統一し、指導監督要領等として定めるべきである（意見番号27）。</u></p>	<p>生衛法第60条第1項及び生衛法施行令第9条第1項の規定により、報告及び立入検査に関する指導監督についての標準的な事項を定め、平成24年3月26日付け食第4588号・環衛第2423号「大阪府生活衛生同業組合指導監督要領の作成について」により、各生活衛生同業組合長あて通知済みである</p>	措置
③ 中小企業関係組合（所管：商工労働部 商工振興室経営支援課）	<p>組合法は、この組合員等からその固有の財産の抛出を受けている点、共済という相互扶助の精神や公共性、保険業に類似した性質を有している点等に配慮し、共済事業については組合員等を保護するためのさまざまな規制を設けている。この取扱いは、組合法に限らず、共済事業の定めのある他の全ての法でも同様である</p> <p><u>中小企業関係組合を所管する商工労働部商工振興室経営支援課は、組合法や組織法の趣旨を十分に勘案するとともに、他の所管課の対応も参考にし、共済事業を実施する組合とそれ以外の組合に対する指導監督又は検査のあり方やその水準を明確に整理・区別すべきである（意見番号28）。</u></p>	<p>共済事業を実施する組合については、組合員の保護の観点から検査を実施すべくその手法等について検討中。</p>	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>④ 社会福祉法人（所管：福祉部地域福祉推進室法人指導課）</p> <p>厚生労働省から社会福祉法人の指導監督又は検査の指針として「社会福祉法人指導監査要綱」（厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知、最終改正平成13年7月23日）があるが、要綱2において、次のことが謳われている。</p> <p>「社会福祉法人に対して行政が行う指導監査については、一般監査と特別監査に区分されているが、このうち一般監査は実地において行うものとされている。この一般監査については、法人本部の運営等について特に大きな問題が認められない法人については、一般監査を2年に1回実施する。さらに、これらの法人が外部監査を活用し、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると所轄庁が判断するときなど一定の場合には、一般監査を4年に1回として差し支えない。」（要綱2 指導監査の実施等、以下、社福法の規定に併せて、監査を適宜「検査」と読み替える。）</p> <p>当該通知によれば、一般監査は最長でも4年に1回は実施しなければならないと解釈されるが、平成23年度以前の5年間に<u>おいて、一般監査としての検査が全く行われていない法人が平成24年3月31日時点での社会福祉法人数562法人中40法人にも上っていた（結果番号6）。</u></p>	<p>平成23年度以前の5年間に<u>おいて、指導監査を実施していない40法人については、平成24年度において、優先的に指導監査を実施した。</u></p>	<p>措置</p>
<p>外部監査を活用していない場合には、法人本部の運営等について特に大きな問題が認められない限り、一般監査としての検査は2年に1回実施することが基本である。</p> <p>しかしながら、<u>実態としては社会福祉法人に対する検査の殆どが3年から4年に1回の実施という運用となっており、検査サイクルが厚生労働省の通知に則って整然と決定されていない（結果番号7）</u></p>	<p>指導監査は、従前は実地指導監査に加え、書面監査や集合監査を実施し、国の要綱どおり2年に1回の指導監査を実施してきたが、書面検査や集合監査では表面的な監査に留まり、利用者への支援が適正に行われているかの確認ができないため、平成20年度より実効性のある監査とするため、指導監査の手法を実地指導監査のみに変更し、適正な法人運営及び施設運営が図られるよう指導を行ってきた。指導監査の検査サイクルについて</p>	<p>経過報告</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
		は、監査体制の見直しを行うなど、指導監査の質を落とさずにサイクルの期間を短くするよう努める。	
<p>⑤ 国民健康保険団体連合会(所管:福祉部 国民健康保険課)</p>	<p>国民健康保険団体連合会は、保険者がその目的を達成する為に共同で設立した団体であり、保険者からの委託を受け各医療機関等への診療報酬の支払いも行うことから、現金や預金を取扱う頻度が他の団体よりも高いものと想定される。そこで、国民健康保険の適切な運営を維持し確保する観点から、「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監査について」(厚生労働省保険局国民健康保険課長通知、最終改正平成20年9月30日)において、不正事故の発生を未然に防止する必要性、そのための事務処理方式の見直し、相互牽制体制等の管理体制の充実及び自主的監査の実施等事故の防止に万全を期すことの必要性が強調されている。</p> <p><u>大阪府国民健康保険団体連合会を所管する福祉部国民健康保険課は、大阪府国民健康保険団体連合会における監事の監査の具体的な実施状況を、実施結果や指摘事項も含めて把握していなかった(結果番号8)。</u></p> <p>実地検査においては、<u>内部監査の実施状況として、役職員の3名が各口座の通帳残高及び残高一覧表と各銀行から入手した残高証明書とを照合確認している点は把握していたものの、その実施結果や指摘事項までは把握していなかった(結果番号9)</u></p>	<p>平成25年2月22日に当課企画グループ担当職員と指導・監査グループ職員が、国民健康保険法第106条第1項の規定、平成24年2月17日付け保発0217第1号「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督について(基本通知)」及び「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について」等に基づき、当連合会に対して、下記のように実地監査と指導を行った。</p> <p>○ 監事監査の実施状況について</p> <p>市・町の監事又は国保組合の理事長・事務長に</p> <p>より、各年度7月に前年度分の決算監査、12月に当年度9月末現在の中間監査が実施され、概ね適正との実施結果が通常総会でも報告されていることを確認した。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>大阪府国民健康保険団体連合会を所管する福祉部国民健康保険課は、会計監査人の監査意見書等の内容を確認し、あるいは会計監査人と直接的に情報交換を行うことをしていなかった。<u>有効かつ効率的に指導監督又は検査を行うためにも、会計監査の結果を入手すべきである</u>（意見番号 29）。</p>	<p>○ 内部監査の実施状況について 「内部監査」という形態では実施していないが、支出事務や資金管理等に関する幹部職員による月次確認や、通勤手当など認定事務の随時確認が行われ、適正に事務処理が行われている旨、確認した。</p> <p>○ 会計監査人による監査結果の活用について 新日本有限責任監査法人により、各年度7月に 前年度分の決算監査、11月に当年度9月末現在の中間監査が実施され、指摘事項なしとの実施結果を得たことを監査報告書の入手により確認した。</p>	
<p>⑥ 国民健康保険組合（所管：福祉部 国民健康保険課）</p> <p>厚生労働省「国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監査について」（厚生労働省保険局健康保険課長通知、最終改正平成 20 年 9 月 30 日）に規定された不正事故の防止への対応は各国民健康保険組合にも求められている。</p> <p><u>個々の国民健康保険組合が、既述の厚生労働省の通知を受けて事故の防止の対応を具体的にどのように講じているか、具体的には監事の監査の実施状況並びに内部監査が実施されているかどうかその他相互牽制体制等の管理体制がどのように整備され運用されているか、把握すべきである</u>（意見番号 30）。</p>	<p>国民健康保険法施行令に基づき、事業及び決算について、監事の審査に付し、その意見を付けて、組合会の認定に付したうえで大阪府に報告する事となっている。</p> <p>この報告により監事会の開催状況や監事事項及びその結果について把握しているが、より具体的な実施状況等について把握するため、今年度から実地指導時において聴取を行った。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>⑦ 水産業協同組合（所管：環境農林水産部 水産課</p> <p>水産法には、「行政庁は、出資組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。」と定められている（水産法第123条第4項）。したがって、常例として、帳簿検査その他の検査の対象となるのは、出資組合 32 組合のうち、漁業生産組合 1 組合を除く 31 組合である。</p> <p>しかしながら、現状において検査は、毎年 16 組合から 17 組合程度しか行われておらず、実態としては概ね 2 年に 1 回しか行われていない。</p> <p>水産法は「毎年一回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。」と規定しており、<u>常例検査を原則 2 年に 1 回とする運用は適切ではない（結果番号 10）。</u></p>	<p>(2)－⑤に記述している常例検査説明会において、関係水産業協同組合に対し検査周期を 2 年に 1 回から 1 年に 1 回に改正する旨通知し、7 月より全組合 31 団体を対象に厳正な指導を行っている。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常例検査の検査周期修正については対象 31 団体</li> </ul> <p>全てに周知しており、概ね理解を得ている。</p>	<p>措置</p>
<p>⑧ 職業訓練法人（所管：商工労働部 雇用推進室人材育成課）</p> <p>当該職業訓練法人については実態として数年に一度認定職業訓練を行うだけで、認定職業訓練を行っていない年度も複数年度に上っている。まして、法人の財務基盤が極めて脆弱な状況である。</p> <p>個々の問題への言及とはなるが、まずは、<u>当該職業訓練法人の貸付けの状況を正確に把握しその内容を精査するとともに、回収可能性を十分に検討する必要がある（意見番号 31）</u></p> <p>本件について、<u>所管課として何故適時に適切な対応ができなかったのかを精査し、所管課としてどのように指導監督又は検査等の対応を行えば今後同様の事態を回避できるかを検討すべきである。その上で、職業訓練法人として期待される認定職業訓練を将来にわたって安定的かつ継続的に実施しうる財務基盤を確立するよう、継続的かつ強力に指導監督すべきである（意見番号 32）</u></p>	<p>当該法人を指導した結果、法人からは自主解散も含めた法人のあり方を検討中との回答を得ており、速やかに結論が出せるよう、引き続き指導する。</p> <p>所管課として適切な指導を行うため、チェックリストをはじめ、指導監督基準を作成し、検査体制の見直しを図る。</p>	<p>経過報告</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>当時からの経緯があとになっても分かるよう、このように何らかの問題や課題を抱え、継続的に指導監督すべき法人に係る資料は少なくとも問題や課題が解決するまではその全記録を残しておく必要がある（意見番号 33）。</p>	<p>継続的に指導監督すべき法人に係る資料については、問題解決まで全記録を保存する。</p>	<p>措置</p>
<p>職業訓練法人が本来の事業を遂行しているか、将来にわたって認定職業訓練を安定的かつ継続的に実施しうる財務基盤を確立しているかどうか、換言すれば設立認可の要件の一つとしても求められている法人の「経営的基礎」（職能法第 36 条第 2 号）が著しく損なわれて毀損していないかどうかは、補助金の対象となる事業に係る支出が適正かどうかを主眼とする補助金の検査だけでは必ずしも明らかにはならない。もし補助金の検査しか行わないとすると、既述のような貸付けがあったとしても気がつかない可能性があり、補助金の検査のみでは指導監督上の対応として不十分な場合がある。</p> <p>補助金の検査だけでは職業訓練法人に対して必要十分な指導監督を行えないことをよく認識されたはずである。本事例の教訓を受け、改めて職能法の趣旨やその規定を十分にしん酌するとともに、</p> <p><u>職能法に基づく報告の徴収や検査の実施のあり方を検討してもらいたい（意見番号 34）</u></p>	<p>所管課として適切な指導を行うため、チェックリストをはじめ、指導監督基準を作成し、検査体制の見直しを図る。</p>	<p>経過報告</p>
<p>決算関係書類は通常なんらかの基準に準拠して作成するのが一般的であり、同じ法人形態を取る他の法人と比較し、その過程で問題点を特定するためには、同様の会計基準に準拠して決算関係書類が作成されている必要がある。</p> <p>しかしながら、これまで公益法人の会計基準等何らかの基準に準拠して決算関係資料を作成するよう職業訓練法人に対して指導したことはなく、現に職業訓練法人が作成する決算関係書類は公益法人の会計基準に準拠しているものもあれば、学校法人の会計基準に近い方法で作成しているところもあり、まち</p>	<p>平成 25 年度から、公益法人会計基準に準拠した決算書類等の作成を指導する。</p> <p>なお、現在、指導監督基準の策定作業中である。</p>	<p>経過報告</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>まちであった。</p> <p><u>職業訓練法人の所管課である商工労働部雇用推進室人材育成課は、職業訓練法人が適用すべき会計基準として公益法人の会計基準等に準拠して決算関係書類等を作成するよう指導していくことが望まれる（意見番号35）。</u></p>		
<p>⑨ 都道府県農業会議（所管：環境農林水産部農政室整備課）</p> <p>大阪府農業会議との関係を照会したところ、農政関係における連携・協力先であり、農業委員会系統組織における位置づけに鑑みれば大阪府と同等の立場であるとの認識であった。まさに、監査人からみても、大阪府農業会議も大阪府農業会議を所管する環境農林水産部農政室整備課も、一体のように映る。しかしながら、監査人は、大阪府農業会議も大阪府農業会議を所管する環境農林水産部農政室整備課も、一体のように映るからこそ、大阪府として客観的に事務を行わせていることを対外的に主張するためにも、ときに大阪府農業会議に対して抑止力や牽制を働かせる上でも、</p> <p><u>大阪府農業会議を所管する環境農林水産部農政室整備課は、大阪府農業会議に対して一線を画した立場で報告の徴収、検査その他の監督上必要な命令等を行うことが必要であると考え（意見番号36）。</u></p>	<p>大阪府と大阪府農業会議は、農地法等の許可案件の諮問、補助金の交付等においては、相対する立場にあることから、一体のものではない。</p> <p>大阪府農業会議に対する有効な指導監督等を行うため、また、報告や検査の必要性の判断のために、今後も定期的に事業概要や会計執行状況等事業全般の説明を受け、必要があれば報告の徴収、検査その他の監督上必要な命令等を行う。</p>	経過報告
<p>⑩ 地方道路公社（所管：都市整備部 交通道路室道路整備課）</p> <p>大阪府道路公社は、独立の法人格を有しているものの、理事長と監事の任命権は大阪府知事にあり、予算や事業計画、資金計画の承認も大阪府知事が行っていることから、大阪府知事あるいは道路行政を所管する所管課は大阪府道路公社の運営に強い影響力をもたらしている。いわば大阪府の道路行政におけるパートナーであることから、監査人には大阪府道路公社も公社を所管する大阪府の都市整備部交通道路室道路整備課も、一体のように映る。しかしながら、</p>	<p>道公法第38条第1項に基づき、平成25年5月に大阪府道路公社に対して、書類、物品、資産状況等の検査・指導を実施し、指導した項目について、報告を徴収した。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
<p>道公法は、必要に応じて大阪府道路公社に対する報告の徴収、検査を可能ならしめる（道公法第 38 条第 1 項）など、受検側である大阪府道路公社と、検査側である大阪府のそれぞれの位置づけを異なるものとして規定しており、設立団体の長である大阪府が一定の目的を達成するために必要に応じて検査することができるとしている。</p> <p>監査人は、大阪府道路公社も公社を所管する都市整備部道路整備課も一体のように映るからこそ、大阪府として客観的に事務を行わせていることを対外的に主張するためにも、ときに大阪府道路公社に対して抑止力や牽制を働かせる上でも、また、他の監査や評価等では十分に確認しえない事項について検討するためにも、</p> <p><u>大阪府道路公社に対して一線を画した立場での報告の徴収、検査その他の監督上必要な命令等を行うことが必要であると考え</u>（意見番号 37）。</p>			
<p>（4）検査における指摘事項の措置状況は適切に確認すべきである。</p>			
<p>①国民健康保険組合（所管：福祉部 国民健康保険課）（現地域福祉推進室指導監査課）</p>	<p>ある国民健康保険組合では、レセプトの点検調査の点検体制及び点検への取組みが十分ではないということを認識しており、過去に問題点の指摘は行っていない。</p> <p><u>国民健康保険組合を所管する福祉部国民健康保険課は、レセプト点検調査の点検体制及びその取組みが十分でない組合について、実施計画の策定状況を確認しておらず、厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に則った十分な指導ができていない</u>（結果番号 11）</p>	<p>新たに作成した「レセプト内容点検に係る調査票」により全ての国民健康保険組合から報告を受け、国民健康保険医療給付専門指導員による実地指導を実施。</p> <p>レセプト点検調査の点検体制及びその取組みが十分でない組合については、集団指導を実施し、レセプト点検調査実施計画書（案）を策定するよう文書により通知した。</p> <p>また、この実施計画書（案）については、理事会決議を経て毎年度策定される各組合の</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>検査における指摘事項の措置状況は適切に確認すべきである。特に、内部統制に係る重要な指摘事項については、確実な方法で改善指導を行い、できる限り早期にその後の措置状況の確認を行う必要があると考える。本件に示したレセプト点検体制及びその取組みが十分ではないという問題については、本来は書面で検査結果の通知を行うとともに書面で報告を求めるべき事案であったと考える。措置状況についても、次回の検査を待たず、直ちに確認をすべきである。</p> <p><u>事案の重要性や団体の誠実性如何では、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令を行うかどうかの判断規準を持ちあわせておく必要がある（意見番号 38）</u></p>	<p>事業計画に位置付けるよう指導している。</p> <p>なお、各組合が当該指導に従わない場合又は改善への取り組みが極めて低調である場合は、その原因を確認した上必要に応じた措置を行う。</p>	

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>② 農業共済組合（所管：環境農林水産部 検査指導課）</p> <p>一部の組合に対し、従来から現金在高表の未作成という重要な問題を指摘している。具体的には、平成22年度に一度指摘を行ったものの、平成23年度においても改善が認められず同様の指摘を行っている。その後、平成24年度においても改善が認められない状況である。本包括外部監査が対象とするのは原則として平成23年度の事務であるが、翌年度の平成24年度も含めれば、3年連続同じ指摘を行っていることになる。</p> <p><u>農業共済組合を所管する環境農林水産部検査指導課は、改善がより確実に行われると期待される方法により、改善指導を行うべきである（意見番号39）</u></p> <p>農業共済組合を所管する環境農林水産部検査指導課は、農災法第142条の5第2項に規定する命令を発令するかどうかということについて、「農災法の規定による共済事業又は保険事業を適正かつ効率的に行わせるため、特に必要があるとき」を想定した</p> <p><u>業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令を行うかどうかの判断規準を持ちあわせておくべきである（意見番号40）。</u></p>	<p>指摘のあった組合に対して、指摘事項に関する改善にあらゆる機会（事業関係の打合せ等）を捉え指導を実施した。</p> <p>本年7月に実施した常例検査（無通告）において当日の現金の残高と日締表、現金手元有高表が作成されていることを確認するとともに、検査の結果、現金と日締表、現金手元有高表の金額も一致していた。</p> <p>今後とも、継続して改善状況の監視、指導を実施する。</p> <p>なお、監督処分判断基準については、国及び他府県においても農災法に基づく指導監督業務を行っていることから、これらの監督命令を行った事例等の情報を収集し、判断基準の作成に向けた参考としたい。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
<p>(5) 休眠状態の把握を網羅的に正確に行い、休眠団体に対し厳格に対応すべきである。</p>			
<p>① 消費生活協同組合(所管：府民文化部 男女参画・府民協働課)</p>	<p>大阪府の管轄下にある消費生活協同組合(連合会を含む)70団体のうち、16団体は相当高い程度で休眠状態と疑われている。</p> <p>平成19年度に一度、団体の登記事項の確認を行っているが、その時点から連絡が取れず今も決算関係書類等の書類の提出がないことから、遅くとも平成19年ごろから現在までの5年程度この状態が続いている。</p> <p><u>消費生活協同組合を所管する府民文化部男女参画・府民協働課は、現に休眠状態が高い程度に疑われる組合については、他の所管課の対応を参考に、法令にしたがって必要な措置を講ずべき命令を行い、場合によっては解散の命令を行うべきである(結果番</u></p>	<p>休眠状態にある17生協の内、理事の所在が判明した10生協に対し、聴聞を経て解散命令を発出する。(H26年3月～4月予定)</p> <p>残りの生協については、全理事が所在不明等の問題があることから、引き続き調査を進め、公示送達の手続きを行うなど、必要な措置を講じていく。</p>	<p>経過報告</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
	号12)。		
	<p><u>休眠状態の懸念のある組合に対しても、組合からその活動実態についての報告をさせ、休眠状態にあるのかないのか、すなわち、正当な理由がなく1年以上その事業を休止していないのかどうかを網羅的に正確に確かめるべきである（意見番号41）。</u></p>	<p>現在、決算関係書類等の提出状況等により、活動を行っていない生協は把握できている。</p> <p>また、実態として殆ど活動を行っていない生協の存在が明らかになった場合は、解散手続きを案内する等、休眠生協が発生しないよう務めている。</p> <p>今年度、実態として殆ど活動を行っていない生協からの申請に対する解散認可を1件行った。</p>	措置
② 医療法人 (所管：健康医療部 保健医療室 医事看護課)	<p>健康医療部保健医療室医事看護課が所管する医療法人2,203法人の中には、毎年提出が求められる事業報告書等を提出していない法人がある。</p> <p>現状は休眠の疑いのある法人数を正確に把握できていない。</p> <p><u>全ての医療法人について活動の実態を網羅的に正確に把握し、その状況次第では厳正な対処を行うべきである（結果番号13）。</u></p>	<p>事業報告書未提出法人に文書による督促を行った後、「宛所不明」で戻ってきた法人の活動状況等を把握していく。</p> <p>また、活動実績がないことを確認できた法人に対しては、事業再開又は解散に向けた指導をとる等、厳正に対処する。</p>	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応								
<p>③ 中小企業関係組合（所管：商工労働部 商工振興室経営支援課）</p> <p>商工労働部商工振興室経営支援課が所管する1,183団体の中小企業等協同組合などの中小企業関係組合のうち、106団体は連絡が取れず、長期にわたり事業活動を停止していることが疑われる組合であり、毎年提出が求められる事業報告等は近年提出されていない。所管課では、当該106団体を休眠整理対象組合と称している。</p> <p>106団体の未提出の状況は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">（平成24年10月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="488 523 1167 643"> <thead> <tr> <th>休眠整理対象組合</th> <th>3年連続未提出</th> <th>4年連続未提出</th> <th>5年連続未提出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計106団体</td> <td>17団体</td> <td>15団体</td> <td>74団体</td> </tr> </tbody> </table> <p>3年に一度3年連続未提出の組合を把握し休眠整理に入ることを求める中小企業庁からの通知があるため、上記のとおり、5年連続未提出の組合が74団体、4年連続未提出の組合が15団体存在するにもかかわらず、前回解散命令を発令した平成21年度以後休眠状態が疑われる組合の休眠整理手続きを行っていない。</p> <p><u>3年に一度という中小企業庁からの通知に機械的にしたがって事務を行う必然性はなく、より高い頻度で、不要と考えられる中小企業関係組合の解散に向けての指導を適時に行うべきである（意見番号42）。</u></p>	休眠整理対象組合	3年連続未提出	4年連続未提出	5年連続未提出	合計106団体	17団体	15団体	74団体	<p>平成24年度に引き続き、平成25年度も「休眠組合の整理」を行い、事業を停止している組合に対して、解散命令を行った。今後も、原則として、毎年度「休眠組合の整理」を行う方針。</p>	<p>措置</p>
休眠整理対象組合	3年連続未提出	4年連続未提出	5年連続未提出							
合計106団体	17団体	15団体	74団体							

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
(6) 検査結果に至る判断の過程や検査の実施過程も含めて検査調書に記録し、当該検査の記録を所管課として適切に保管しておくべきである。			
<p>① 消費生活協同組合(所管:府民文化部 男女参画・府民協働課)</p>	<p>生協法に基づく検査は主に検査項目別に検査担当者に分かれて実施されるが、各検査担当者は厚生労働省から公表されているチェックリストを参考にして検査を行う。しかしながら、監査人が閲覧した検査調書上、関係書類と照合した履歴が残されていなかった。また、事前に検査対象である組合が作成した資料について、検査調書に当該資料が綴じ込みされているだけで、検査員がどのように評価したのか、すなわち、その状況が良いと評価したのか、逆に悪いと評価したのかも、記録からは不明であり、全体としてどのような検査が行われたのかが読み取れなかった。また、複数の担当者で分担して検査が行われているが、各担当者の検査結果をとりまとめた過程が残っておらず、最終的な検査結果として何が問題であったのかも判然としなかった。</p> <p><u>消費生活協同組合を所管する府民文化部男女参画・府民協働課は、検査結果に至る判断の過程や検査の実施過程も含めて検査調書に記録し、当該検査の記録を所管課として保管しておくべきである(意見番号 43)。</u></p>	<p>今年度(9月~12月)の定期検査からチェックリストの項目毎の「可否」欄に加え、その判断の「理由」欄を設け、検査結果に至る判断の過程等が保存できるよう改善した。</p>	<p>措置</p>
<p>② 農業共済組合(所管:環境農林水産部 検査指導課)</p>	<p>環境農林水産部検査指導課は、農林水産省から公表されている農業共済組合等検査規程例、検査実施要領等を参考に大阪府検査規程や要領等を作成している。農災法に基づく検査は当該規程や要領に基づき、検査項目別に各検査担当者に分かれて実施される。その際チェックリストを使用して検査を行うが、検査担当者は個々の検査の終了後、検査責任者に問題点の有無等を口頭で報告することとしており、チェックリストを所管課として保管することはしていない。</p> <p><u>農業共済組合を所管する環境農林水産部検査指導課は、検査の実施過程も含めて検査調書に記録し、当該検査の記録を所管課と</u></p>	<p>平成 25 年度から国のチェックリスト例による検査項目を参考に、新たに各事業等の検査時のチェック項目、チェック時の確認書類等を記載したチェックリスト表を作成し、各検査員が当該チェックリスト表に基づき検査を実施するとともに、検査結果の証拠書類として保管するよう改善した。</p> <p>また、検査により問題点を発見したときは、様式を定めて内容を記載するとともに関係書類の写しを添付することとしている。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
	<p><u>して保管しておくべきである (意見番号 44)</u></p>		
<p>③ 土地改良区 (所管:環境農林水産部 検査指導課)</p>	<p>土地改良区等検査事項別検査書(様式3号)の(備考)によれば、実施不要なところは斜線(／)を付すか、「未検」と記載する必要がある。今のままでは、該当がないのか、該当があっても検査が不要と判断して実施していないのか、すなわち「未検」の状態なのか、が判然としない。</p> <p><u>土地改良区を所管する環境農林水産部検査指導課は、検査項目の中で実施不要なところは斜線(／)を付すか若しくは「未検」と記載するか等検査書の記載ルールを統一して、検査の実施過程も適切に記録しておくべきである (意見番号 45)。</u></p>	<p>検査書の検査項目について、検査の実施が不要な項目は、斜線を付すとともに、検査対象だが時間的な制約や重要性の観点から検査を行わなかった項目は、「未検」と記載することとした。</p>	<p>措置</p>
<p>④ 森林組合(所管:環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課)</p>	<p>森組法に基づく検査は検査項目別に検査担当者に分かれて実施されるが、各検査担当者は農林水産省から公表されているチェックリストを参考にして検査を実施する。各検査担当者は個々の検査の終了後、検査責任者に問題点の有無等を報告するが、報告後、法令等で保管を求められているものではないが当該チェックリストを破棄し保管していない。</p> <p><u>森林組合を所管する環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課は、検査結果に至る判断の過程や検査の実施過程も含めて検査調書に記録し、当該検査の記録を所管課として保管しておくべきである (意見番号 46)。</u></p>	<p>平成 24 年度以降の検査においては、検査結果に至る判断の過程や検査の実施過程も含めて検査調書に記録し、責任者への検査内容の報告後も当該検査記録を保管している。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>⑥ 地方卸売市場 (所管：環境農林水産部 流通対策室)</p> <p>監査人が閲覧した検査調書においては、当該検査調書にはヒアリング項目と、それに対する各市場担当者の説明が記載されているのみで、当該説明を検査員がどのように評価したのか、すなわち、その状況が良いと評価したのか、逆に悪いと評価したのかも、記録からは不明であった。</p> <p><u>地方卸売市場を所管する環境農林水産部流通対策室は、検査結果に至る判断の過程や検査の実施過程も含めて検査調書に記録し、当該検査の記録を所管課として保管しておくべきである(意見番号 47)。</u></p>	<p>平成 24 年度の検査より、市場の検査調書に評価記入欄を設け、財務状況及び卸売業務の実施状況に加え、検査結果を記録することとした。</p>	<p>措置</p>
<p>⑦ 水産業協同組合 (所管：環境農林水産部 水産課)</p> <p>一部の水産業協同組合に対する常例検査において、実施した財務諸表等の分析の結果、経理内容についての疑義が認められる旨の記録が残されている事案があった。当該事案についてその他の記録や資料を閲覧したが、当該疑義についての検討やその後の顛末が記録として残されておらず、最終的にどのような検討過程を経て、検査の結果として問題ないとの結論を得たのか判断できなかった。</p> <p><u>検査において疑義を抱いたものについては、特にその状況を所管課内で共有するためにも、検査責任者が個々の検査員が実施した検査の内容が適切であることを確認するためにも、その顛末や検討過程を適切に記録し、所管課として保管しておくべきである(意見番号 48)。</u></p>	<p>対象となる水産業協同組合 31 団体の常例検査について 7 月より着手しており、検査過程において疑義を抱いた項目等については、その顛末や検討過程を記録保管するように努め、遺漏・齟齬が無いように検査業務に臨んでいる。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
(7) 検査に係るマニュアルやチェックリスト等の検査ツールの定期的な見直しを図り、当該内容を検査員に十分に周知徹底すべきである。			
<p>① 社会福祉法人(所管:福祉部地域福祉推進室法人指導課)</p>	<p>過去に近親者との不正取引が問題となったにもかかわらず、現在活用されている検査のチェックリストには具体的な検査項目、あるいは検査上の留意事項として含まれていなかった。</p> <p>検査の有効性を高め、指導監督又は検査の水準の向上を図るためには、<u>過去に問題となった事項で他の法人の指導監督又は検査においても同様に留意すべき事項は、検査のチェックリスト等に適切に織り込むことが望まれる(意見番号49)。</u></p>	<p>平成25年度から指導監査において使用するチェックリストの見直しを行い、会計関係チェックリストで、不適切な収入及び支出のチェック項目を設けた。</p>	<p>措置</p>
(8) 団体の指導監督又は検査を有効に行う上では、団体に係る会計や経理の知識の向上や習得が必要不可欠である。			
<p>① 消費生活協同組合(所管:府民文化部男女参画・府民協働課)</p>	<p>消費生活協同組合を所管する府民文化部男女参画・府民協働課では、協同組合等会計基準等の詳細な内容、例えば、税効果会計、固定資産の減損会計、棚卸資産の低価法等について把握しておらず、会計面の知識は十分ではないとのことであった。所管課独自に協同組合等会計基準等の研修を行うこともしていなかった。</p> <p>この点については、消費生活協同組合を所管する府民文化部男女参画・府民協働課では、会計や経理に係る知識が十分ではなく課題があることを認識しており、その検査において公認会計士を活用し、一部の検査項目の外部委託を行っているとのことであった。</p> <p><u>消費生活協同組合を所管する府民文化部男女参画・府民協働課は、消費生活協同組合の日常的な指導監督又は公認会計士が同行しない検査を如何に有効に行うか、その方策を検討すべきである</u></p>	<p>公認会計士が同行しない検査を有効に実施するため、当課の定期検査に携わる職員2名が、庁内の「簿記研修(3級程度)」(4月から1ヶ月間)を受ける等、会計知識の向上を図った。</p> <p>また、今年度から検査に同行する公認会計士から得た助言等をチェックリストに書き残すなどノウハウや知識を課として情報の共有化等を図った。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
	(意見番号 50)。		
<p>② 医療法人(所管：健康医療部保健医療室医事看護課)</p>	<p>健康医療部保健医療室医事看護課では、病院会計準則の詳細な内容、例えば、税効果会計、固定資産の減損会計、棚卸資産の低価法等について把握しておらず、会計面の知識は十分ではないとのことであった。所管課独自に病院会計準則等の研修を行うこともしておらず、外部研修も受講していない。また、医療法人の指導監督又は検査において専門家も特に活用していない。</p> <p>医療法人の財務諸表は、その主体が病院施設を開設するか否かによって準拠すべき財務諸表の様式が異なるが(「医療法人における事業報告書等の様式について」(厚生労働省医政局指導課長、平成19年3月30日)参照)、その認識が十分に医療法人の所管課内に浸透していなかったため、</p> <p><u>誤った様式で作成された財務諸表や勘定科目名称を誤った財務諸表、必要な記載が漏れている財務諸表等を受理してしまっていた(結果番号14)。</u></p>	<p>事業報告書等は、厚生労働省からモデル様式が示されており、様式や記載誤りがないか等の確認を含め、マニュアルを整理することで、職員によるチェック体制の強化に努める。</p>	経過報告
	<p><u>医療法人を所管する健康医療部保健医療室医事看護課は、医療法人の指導監督又は検査には、会計や経理面での専門的な知識や能力等が必要であることを課題として認識し、当該課題に対して何らかの対応を検討することが必要である(意見番号51)。</u></p>	<p>医療法人の指導監督に必要な知識等を習得するため、大阪府が実施している簿記研修などの会計に関する研修を積極的に受講する等、知識の研鑽に努める。</p>	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
<p>③ 中小企業関係組合並びに都道府県中小企業団体中央会（所管：商工労働部商工振興室経営支援課）</p>	<p>商工労働部商工振興室経営支援課では、協同組合等会計基準の詳細な内容、例えば、税効果会計、固定資産の減損会計、棚卸資産の低価法等について把握しておらず、会計面の知識は十分ではないとのことであった。所管課独自に中小企業等協同組合会計基準等の研修を行うこともしておらず、外部研修も受講していない。また、中小企業等協同組合等の指導監督又は検査において専門家も特に活用していない。担当者によれば、確かに学習できる機会が少ないとのことであった。</p> <p><u>中小企業関係組合並びに大阪府中小企業団体中央会を所管する商工労働部商工振興室経営支援課は、中小企業等協同組合等の指導監督又は検査には会計や経理面での専門的な知識や能力等が必要であることを課題として認識し、当該課題に対して何らかの対応を検討することが必要である（意見番号52）。</u></p>	<p>組合運営指導事業を中小企業組合士や中小企業診断士等を有する事業者へ委託し、効率的、効果的な組合指導に外部のノウハウを活用しているところである。また、組合担当職員に会計や経理に関する簿記研修（平成24年度1名、平成25年度1名）及び中小企業等協同組合会計基準に関する研修（平成24年度1名、平成25年度2名）を受講させ、資質向上を図った。今後も機会あるごとに研修に参加するなど知識を習得していく。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>④ 商店街振興組合（所管：商工労働部 商工振興室商業・サービス産業課）</p> <p>協同組合等会計基準の詳細な内容、例えば、税効果会計、固定資産の減損会計、棚卸資産の低価法等について把握しておらず、会計面の知識は十分ではないとのことであった。所管課独自に協同組合等会計基準等の研修を行うこともしておらず、外部研修も受講していない。また、商店街振興組合の指導監督又は検査において専門家も特に活用していない。</p> <p><u>商店街振興組合を所管する商工労働部商工振興室商業・サービス産業課は、商店街振興組合の指導監督又は検査には、会計や経理面での専門的な知識や能力等が必要であることを課題として認識し、当該課題に対して何らかの対応を検討することが必要である（意見番号53）。</u></p>	<p>今年度、会計・経理面での知識習得のために、簿記研修を担当に履修させるとともに、協同組合等会計基準を踏まえた商店街振興組合の会計処理について把握させている。今後も、定期的に研修を受講するなど資質向上に努める。</p>	<p>措置</p>
<p>⑤ 農業共済組合（所管：環境農林水産部 検査指導課）</p> <p>環境農林水産部検査指導課では、農業共済団体の経理処理要領で税効果会計、固定資産の減損会計、棚卸資産の低価法等の考えが導入されていることは認識していたが、詳細には把握できておらず会計面の知識は十分ではないとのことであった。所管課独自に農業共済団体の経理処理要領の研修を行うこともしておらず、外部研修も受講していない。</p> <p>しかしながら、総合農協を所管する環境農林水産部検査指導課の担当グループでは所属の担当職員だけの検査が難しいことから、その検査項目の一部を公認会計士に外部委託しているが、現状における農災法に基づく検査は、農業共済組合を所管する環境農林水産部検査指導課の担当グループでは所属の担当職員のみで実施している。</p> <p><u>農業共済組合を所管する環境農林水産部検査指導課の担当グループは、会計面の知識が十分でないことによる農業共済組合に対する検査面での課題に対して何らかの対応を検討することが必要である（意見番号54）。</u></p>	<p>平成25年5月に農林水産省が実施した簿記を含む初任検査職員研修に担当職員を出席させるとともに、今年度は庁内で実施する簿記研修を検査担当者に受講させるなど会計に関する知識の習得、向上に努めた。</p> <p>また、現在、簿記有資格者が3名在籍し、検査に従事した。</p> <p>今後とも、各種研修等を活用しながら専門的知識の習得に努めるとともに、農協検査担当グループと連携し、検査に係るノウハウの吸収を図る。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>⑥ 専門農協(所管:環境農林水産部 検査指導課)</p> <p>専門農協を所管する環境農林水産部検査指導課の担当グループでは、総合農協を所管する環境農林水産部検査指導課の担当グループが主催する研修会や農林水産省が主催する研修会に参加はしているものの、協同組合等会計基準、農協法施行規則に定めのある詳細な内容、例えば、税効果会計、固定資産の減損会計、棚卸資産の低価法等について把握しておらず、会計面の知識は十分ではないとのことであった。</p> <p><u>専門農協を所管する環境農林水産部検査指導課の担当グループは、専門農協の指導監督又は検査には、会計や経理面での専門的な知識や能力等が必要であることを課題として認識し、当該課題に対して何らかの対応を検討することが必要である(意見番号55)。</u></p>	<p>農協検査担当グループが主催する研修会にグループ員全員が参加するとともに、農林水産省が主催する研修会にも1名参加した。</p> <p>また、今年度は庁内の簿記研修にも1名参加して会計に関する知識の習得、向上に努めた。</p> <p>現在グループに簿記有資格者が3名在籍しており、専門的知識を有する人材確保に努めた。</p> <p>今後とも、各種研修等を活用しながら専門的知識の習得に努めるとともに、検査担当グループと連携し、検査に係るノウハウの吸収を図る。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>⑦ 森林組合(所管:環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課)</p> <p>環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課では、協同組合等会計基準の詳細な内容、例えば、税効果会計、固定資産の減損会計、棚卸資産の低価法等について把握しておらず、会計面の知識は十分ではないとのことであった。所管課独自に協同組合等会計基準等の研修を行うこともしておらず、農林水産省主催の研修等外部研修も受講していない。また、森林組合の指導監督又は検査において専門家も特に活用していない。</p> <p><u>森林組合を所管する環境農林水産部みどり・都市環境室みどり推進課は、森林組合の指導監督又は検査には、会計や経理面での専門的な知識や能力等が必要であることを課題として認識し、当該課題に対して何らかの対応を検討することが必要である(意見番号56)。</u></p>	<p>平成25年から、農林水産省主催の検査職員研修に府職員を派遣することにより、検査業務に必要な会計や経理面での専門的な知識や能力の習得に努めた。</p> <p>今後とも、国や関係部局の研修等に可能な限り参加し担当者の資質向上に努める。</p>	<p>措置</p>
<p>⑧ 水産業協同組合(所管:環境農林水産部 水産課)</p> <p>環境農林水産部水産課では、協同組合等会計基準の詳細な内容、例えば、税効果会計、固定資産の減損会計、棚卸資産の低価法等について把握しておらず、会計面の知識は十分ではないとのことであった。所管課独自に協同組合等会計基準等の研修を行うこともしておらず、水産庁主催の研修等外部研修も受講していない。また、水産業協同組合の指導監督又は検査において専門家も特に活用していない。</p> <p><u>水産業協同組合を所管する環境農林水産部水産課は、水産業協同組合の指導監督又は検査には、会計や経理面での専門的な知識や能力等が必要であることを課題として認識し、当該課題に対して何らかの対応を検討することが必要である(意見番号57)。</u></p>	<p>検査指導課主催の決算研修会に参加するなど、水産業協同組合の指導監督・検査業務に必要な会計や経理面での専門的な知識や能力の習得に努めた。</p> <p>今後とも、国や関係部局の研修等に可能な限り参加し担当者の資質向上に努める。</p>	<p>措置</p>

平成23年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

(1)業務委託を中心とする契約事務について

(2)物品を中心とする財産の取得、管理及び処分について

総括表

【平成26年3月6日現在】

項 目	項 目	監査の結果		意 見		
		件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)	件数	措置 (うち今回措置分)
(1)業務委託 を中心とする 契約事務につ いて	1. 大阪府の公益法人に対する業務委託	1	1		5 (1)	4 (1)
	2. 大阪府の情報システム(IT)関連の 業務委託	1	1		6 (5)	5 (4)
	3. 同種の業務委託契約				3 (3)	3 (3)
	4. その他の業務委託契約	1	1		8 (2)	8 (2)
(2)物品を中 心とする財産 の取得、管理 及び処分につ いて	1. 消耗品の物品管理について	3	3		3	3
	2. 備品を台帳にて適切に管理し、現物と一 致するよう定期的に照合すべき				1	1
	3. 不用決定を厳格に判断し、不用決定後 の管理を適切に実施すべき	2	2		1	1
	4. 科学研究費補助金 による取得物品の寄 附受入前の備品管理を実施すべき				1	1
	5. 現場発生品の取扱いについて	1	1		1	1
	6. 現状の備品管理における不備について	8	8			
	7. 調達事務の適正化について	1	1		2	2

(注1) 監査の結果…①合規性、②3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの

意見……………監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2) 措置……………監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告……………措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成23年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
第二編 業務委託を中心とする契約事務について			
1. 大阪府の公益法人に対する業務委託			
<p>② 積算の個々の内訳内容とその金額については民間業者等他者と比較可能な部分があるため、個々の委託契約における積算並びに契約金額の決定に当たっては必ず個別事情を考慮するとともに比較可能な部分の比較を行うべき</p>	<p>公益法人との委託契約は随意契約によるものが相対的に多い。その中でも多くを占めるのは2号随意契約である。2号随意契約によっているということはすなわち特命であることを意味し、当該随意契約の理由が真に合理的であるかという点においては議論の余地があるものの、積算価格の総額について他と比較することができないことが大前提となる。しかしながら、個々の積算の内訳の項目単価等では他と比較可能な部分がある。</p> <p><u>たとえ民間企業に発注したとしても必ず必要となる各経費の積算等については、個々には比較可能であることから、随意契約においてより経済性を高めるために比較検討が可能な部分については比較検討を実施すべきである(意見番号6)。</u></p>	<p>・公益法人に業務委託を行う際は、業務内容に即した基準に基づき積算を行うが、所要の経費については、府が積算した予定価格に占める経費と見積書に示された経費について比較検討を行うよう、調整していく。</p>	<p>経過報告</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
2. 大阪府の情報システム（IT）関連の業務委託			
<p>(7) 情報システム関連の事業に係る業務委託に関する監査の結果と意見</p> <p>① 情報システムの調達におけるライフサイクルコストの評価をより厳格に運用すべき</p>	<p><u>上記の「IT事業推進指針」や「IT事業の調達に係る運用方針」の原則的な規定に沿った運用がされている案件は半数以下であり、個別事情はあるものの指針等の趣旨が十分斟酌、徹底されているとは判断し難い。したがって、上記各部署においては、ライフサイクルコストの考慮について、指針等の趣旨を十分斟酌のうえ徹底をすべきである(意見番号7)。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児施設給付費支払等システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい児施設給付費支払等システムについて、IT事業の調達に係る運用方針に沿い、H26年度より複数年契約を実施予定。</li> </ul>	経過報告
	<p>正確な運用期間や運用・保守の規模は不明であっても、ライフサイクルコストは必ず評価すべきものである。また、システムの開発を企画する場合には、必ずその投資コストに見合う効果が期待されるべきであり、その投資の実施判断のためには、当然投資に対する効果を明確にする必要がある。システムの特長として、そのシステムの開発時点で多額のコストを要し、そのシステムの運用開始後は、ある程度定常的な運用コスト（1年間で見れば通常開発コストよりは少ないことがほとんどである。）が必要となる。このように、投資コストは、毎年一律ではないため、通常運用期間全体に渡っての全体コスト（開発コストとその後の運用コスト等の合計額）と、その運用期間全体での効果を対比させて、投資対効果のバランス、すなわち投資に見合った効果が期待できるかどうかを検討する必要がある。投資に当たっては、このようなシステム単位での投資の効果を検討するのが当然である。その際には、想定運用期間が設定されているはずであり、この想定運用期間を利用してライフサイクルコストを検討することが</p>	<p>これまで「IT 事業推進指針」をはじめ、調査・設計、開発・運用といった情報システムのライフサイクルに関する方針やルールを定めた規定やガイドラインを策定するとともに、システム毎に確認作業や助言を行ってきたところである。</p> <p>加えて、このたびのご意見も踏まえ、より一層適切な運用が図られるよう、規定等の全体的な見直しを平成 25 年度中に完了し、平成 26 年度から新たな規定等による助言や支援を行っていく。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
	<p>考えられる。しかしながら、上記の「IT事業推進指針」等には、投資の効果算定については明確な記述がない。</p> <p>そこで、「IT事業の調達に係る運用方針」や「IT事業推進指針」には、システム単位での投資の効果を必ず評価すべきである旨を明文で規定すべきである（意見番号8）。</p>		
<p>③ 情報システムの調達において、調査・概要設計業務の外部委託を行うことも積極的に検討すべき</p>	<p>一般的には、この調査・概要設計業務の品質が、開発システムそのものの品質（利用者が必要とする機能の充足度や利便性、セキュリティ等の品質）、コスト、スケジュール遵守等に大きな影響を与えるといわれている。そのため、民間企業においても調査・概要設計業務を別契約で委託し、当該業者から指導（コンサルティング）を受けながら自社と共同で実施するケースが多くみられる。</p> <p>これらのことを踏まえると、ライフサイクルを加味したトータルコストの最適化のためには調査・概要設計部分を外部委託する方式を積極的に検討・活用すべきと考える。このため、</p> <p><u>総務部IT推進課は、各部局等からの事前相談において、調査・概要設計部分を外部委託することによりライフサイクルコストの削減が見込めないか積極的に検討するよう、各部局に指導すべきである（意見番号10）。</u></p>	<p>これまで「IT事業推進指針」をはじめ、調査・設計、開発・運用といった情報システムのライフサイクルに関する方針やルールを定めた規定やガイドラインを策定するとともに、システム毎に確認作業や助言を行ってきたところである。</p> <p>加えて、このたびのご意見も踏まえ、より一層適切な運用が図られるよう、規定等の全体的な見直しを平成25年度中に完了し、平成26年度から新たな規定等による助言や支援を行っていく。</p>	<p>措置</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>総務部IT推進課が所管する「大阪府庁内ネットワーク整備」の業務委託仕様書では、担当課の判断で次のように定めている。</p> <p>第3 体制・その他</p> <p>2 後続調達に参加制限</p> <p>本業務の受託事業者（以下「受託者」という）は、仕様書作成等の調達支援業務を行った範囲において、後続の調達（機器賃貸等）への参加（再委託契約としての参加を含む）はできない。また、再委託事業者も同様とする。ただし、この場合は、再委託業務の範囲に限る。</p> <p>これは、調査・概要設計業務における公正性担保のために当該業務の仕様書で後続調達への参加制限をしている最適な例である。</p> <p><u>総務部IT推進課は、例えば契約局の協力の下、公平性、競争性を考慮の上、必要に応じ仕様書作成等の調達支援業務を担当した事業者は、次工程である開発業務を担当できないという制限を仕様書に適切に記載した上で契約を締結することを各発注部局へ周知すべきである（意見番号11）。</u></p>	<p>これまで「IT 事業推進指針」をはじめ、調査・設計、開発・運用といった情報システムのライフサイクルに関する方針やルールを定めた規定やガイドラインを策定するとともに、システム毎に確認作業や助言を行ってきたところである。</p> <p>加えて、このたびのご意見も踏まえ、より一層適切な運用が図られるよう、規定等の全体的な見直しを平成25年度中に完了し、平成26年度から新たな規定等による助言や支援を行っていく。</p>	措置
<p>もし調査・概要設計業務を外部に委託し、仕様書を外部の委託事業者に作成させた場合、検証作業もその事業者が参加して、大阪府の担当者と一緒に検証を行うことが望ましい。もし、それが困難なのであれば、大阪府の担当者が単独で十分に検証作業ができるレベルまで仕様書を理解していなければならない。したがって、調査・概要設計段階について外部委託する方式を採用している案件については、</p> <p><u>総務部IT推進課は、調達仕様のチェックの具体的なポイントとして、調査・概要設計業務の委託先事業者に、検証作業についての支援を依頼するなどして大阪府の担当者に調査・概要設計業務の成果やノウハウが適切に引継ぎされる方</u></p>	<p>これまで「IT 事業推進指針」をはじめ、調査・設計、開発・運用といった情報システムのライフサイクルに関する方針やルールを定めた規定やガイドラインを策定するとともに、システム毎に確認作業や助言を行ってきたところである。</p> <p>加えて、このたびのご意見も踏まえ、より一層適切な運用が図られるよう、規定等の全体的な見直しを平成25年度中に完了し、平成26年度から新たな規定等による助言や支援を行っていく。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
	<p>策を検討し具体的に立案しているかどうか各部署に指導すべきである（意見番号12）。</p>		
<h3>3. 同種の業務委託契約</h3>			
	<p><u>健康医療部が所管する保健所における消防設備の保守点検（契約件数19件、契約総金額2,411,325円）、福祉部が所管する福祉施設における消防設備の保守点検（契約件数13件、契約総金額2,569,035円）についても、大阪府警察本部と同様、一定の集約を行い、一括発注及び一般競争入札の導入等によって委託先を選定できないか検討すべきである（意見番号14）。</u></p>	<p>保健所における消防設備の保守点検について、契約状況等を踏まえ、一定の集約化（地割り等）について検討するため、府内の業者3社に見積を依頼したが、いずれも平成25年度の契約金額を上回る結果となった。また、入札準備の際の事務負担がこれまでより増大する等、事務負担の軽減は見込めないことから、当該業務は集約化になじまない。今後、状況等の変化により、集約化によるメリットが考えられる場合は、改めて検討していく。</p>	措置
	<p>業者A社は教育委員会事務局以外では健康医療部（契約件数3件、契約総金額204,750円）、総務部（契約件数7件、契約総金額445,326円）においても随意契約による契約を行っている。また、業者F社は大阪府警察本部所管の堺警察署ほか13署及び光明池運転免許試験場ほか6箇所の消防設備保守点検業務について一般競争入札（契約総金額10,093,650円）により受託しているほか、商工労働部（契約件数1件、契約総金額186,794円）、総務部（契約件数1件、契約総金額197,400円）、福祉部（契約件数2件、契約総金額290,850円）においても随意契約による契約を行っている。このことから、業務改善の一環として総務部行政改革課の指導の下に</p> <p><u>部局横断的な業務の集約についても検討すべきである（意見番号15）。</u></p>	<p>本府においては、平成20年度に公表した「業務改革レポート」に基づき、調達集約化によるコスト抑制や各所属の発注事務の軽減などを目的に“物品調達の体制・仕組みづくり”に取り組み、その一例として、「複写サービスの一括調達」を実施している。</p> <p>部局横断的な業務の集約について、これまでの契約状況を勘案すると直ちに対象となる案件は見出せないが、今後とも「複写サービスの一括調達」の仕組みと同様に、情報収集に努め、集約になじむ、あるいは業務の省力化やコスト削減など業務改善</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
		<p>に繋がるような入札のメリットが見出せる案件が出てくれば、行政改革課、契約局及び各部局発注担当課と連携の上、実施に向けた取組みを検討していく。</p>	
<p>(5) その他単発的に発生する契約案件のとりまとめについて</p>	<p><u>複数の部局や機関等で発生する業務については、例えば総務部行政改革課が主導となり、同種の案件を取りまとめ集約発注する取組みを推進することを検討してはどうかと考える</u> (意見番号19)。</p>	<p>本府においては、平成20年度に公表した「業務改革レポート」に基づき、調達集約化によるコスト抑制や各所属の発注事務の軽減などを目的に“物品調達の体制・仕組みづくり”に取り組み、その一例として、「複写サービスの一括調達」を実施している。</p> <p>同種の案件を取りまとめ、集約発注する取組みの推進について、これまでの契約状況を勘案すると直ちに対象となる案件は見出せないが、今後とも「複写サービスの一括調達」の仕組みと同様に、情報収集に努め、集約になじむ、あるいは業務の省力化やコスト削減など業務改善に繋がるような入札のメリットが見出せる案件が出てくれば、行政改革課、契約局及び各部局発注担当課と連携の上、実施に向けた取組みを検討していく。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
4. その他の業務委託契約			
<p>(2) 一連の業務のトータルコストを最大限抑えられるような契約方法を十分に検討すべき</p>	<p>① 【大阪府宮堺新金岡2丁目3番・6番第1期高層住宅(建て替え)新築工事実施設計業務】</p> <p>本契約は、平成19年度に基本計画策定業務としてプロポーザル方式により選定された業者に対し、その後平成21年度に基本設計業務、平成22年度に実施設計業務を随意契約しているものである。監査人は一連の業務のトータルコストの最小化の観点から最大限経済的に委託すべきであることから、委託方法の検討に当たって一連の業務のトータルコストを最大限抑えられるよう契約方法を十分に検討し、安易に随意契約をしないよう配慮すべきであるとの見解をもったが、担当部局の説明にも一定の合理性を感じる。しかしながら、実施設計の第1期と第2期以降の区分が明確ではないとの印象は最後までぬぐえず、未だ改善の余地があるものと考え</p> <p><u>契約方法について継続して検討することが望まれる(意見番号21)。</u></p>	<p>基本設計業務と実施設計業務は、前者で行う都市計画法に基づく開発協議など市や関係機関との協議内容を後者に精緻に反映させるため継続性が不可欠であり、同一業者で行なう必要があることから随意契約としていたところですが、一連の業務の確実な遂行を確保しつつ、コスト削減と受注機会の確保を条件に契約方法を検討した結果、平成23年度より、特に基本設計に基づく団地全体の協議や許認可申請を含む1期目の実施設計業務のみ随意契約とし、2期目以降は競争入札とすることに至ったところ</p> <p>今回、いただいた意見を踏まえ、他の主要府県の状況について確認したところ、確認した全ての主要府県においても実施設計業務は基本設計業務と継続性のある業務と考え随意契約を行っていましたが、本府においては、上述のとおり、実施設計業務の2期目以降は競争入札を実施しており、コスト面での競争性を確保していることから、コスト最小化の観点から妥当だと断判したところ</p> <p>さらに、建築部会や入札監視委員会など契約方法等を審査、調査審議する体制が整っていることから、今後も継続して適切な契約方法について検討してまいります。</p>	措置

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>② 【平成22年度大阪府救急医療情報センターの業務に関する委託契約】</p> <p>本件は、大阪府救急医療情報センターの運営の一切を委託するものである。システム関連業務は、オペレーター業務と併せ本件受託者からQ社、R社へと再委託、再々委託されている。本件の契約金額は4億円にも上り、一部の業務が再委託、再々委託されていることから、経済性を損ねているのではないかという疑問をもった。</p> <p>オペレーター業務等は一般的に入札に適し、他の委託案件においても受託業者が複数あることから競争になじむものと考えられる。業務を切り分けて委託を行うことで随意契約に依存せざるを得ない部分が低減され、コストの抑制につながる可能性がある。なお、他の都道府県の委託の状況の調査等他との比較を行うことによって、より経済性を高めるための別の方策があることに気付くこともある。</p> <p>契約方法を十分に検討すべきである（意見番号22）。</p>	<p>本件業務については、平成24年度の委員監査の意見等も踏まえ検討、調整の結果、平成25年度より業務を管制業務、システム管理業務等に分割し、それぞれ委託を行うこととした。</p> <p>また、システム管理業務等のうち、システム再構築及び運用保守業務委託については、次期システムの更新（期間：平成26年10月から平成32年9月）にあたり、総合評価入札を実施し受託者を決定した（平成25年9月）。今後、端末・回線調達及び運用保守業務委託についても、一般競争入札により受託者を決定する予定。</p>	<p>措置</p>

平成22年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

公債権を中心とした債権管理と府税賦課徴収事務について

総括表

【平成26年3月6日現在】

項 目	監査の結果			意 見		
	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回経過報告分)	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回経過報告分)
税務賦課事務の検討	3	3	0	18	18	0
税務滞納整理事務の検討	0	0	0	12	12	0
税務事務に関するその他事項の検討	2	2	0	17 (3)	16 (2)	1 (1)
債権管理事務の検討(税金・貸付金以外の債権を対象)	2	2	0	19 (5)	14	5 (5)

(注1) 監査の結果…①合規性、②3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの

意見……………監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2) 措置……………監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告……………措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成22年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>第5 税務事務に関するその他事項の検討</p>		
<p>第5 【1】府税を管理する情報システムに関する検討</p> <p>4. 税務システム開発・運用・保守委託の契約に関する事務について</p> <p>(2) 実績把握と翌年度算定への反映について</p> <p>②意見 (A) 情報システム委託業務における実績と見積の積算との差の分析を適切に行い、翌年度への反映を行うべき</p>	<p>「税務情報システムに係るシステム保守及び運用管理業務」について、契約業者から、毎月、月次作業報告が提出されており、府は稼働工数の報告を受けている。</p> <p>前年度の計画対実績を把握し、そのギャップの要因を分析することにより、翌年度以降の作業計画において、過大積算の防止に役立ち、また、積算方法の見直しや事例の蓄積による積算精度の向上にも有効であると思われる。</p> <p>今回の監査にあたり監査人により平成21年度の当契約における実績工数と計画時点の工数（府積算によるもの、業者見積によるもの）を比較すると次のとおりである。実績工数と府による計画時の見積工数との間には37.6人月（契約前の府見積工数（下記表（B））の24.5%）の工数差がある。</p> <p>工数差の原因は、府が想定していた技術レベルの技術者よりも上位（高単価）の技術者を業者では実際に登用していたことにより工数減少につながったものである、と府から説明を受けた。</p> <p>府における積算時の単価は府総務部IT推進課が設定している「積算ガイドライン」におけるシステムエンジニアの単価（839千円/人月）を適用している。これに対して、業者による見積単価はシステムエンジニア1,590千円/人月、プログラマー1,167千円/人月であった。</p> <p>しかし、単価の差額がどの程度工数差に影響を及ぼしたのか詳細な分析は不可能であり、詳細な工数差分析を行うことができない。工数差分析を行わないことによりシステムの開発・導入・変更に対する納期や品質に対するリスクが増大し、過大な費用が発生する可能性がある。</p> <p>府は、業者の提案する技術者水準について府が積算時に予定している技術者水準と同等レベルにするように業者へ求め、実績と見積との工数差の分析を適切に行うことにより、翌年度以降の計画工数策定や契約交渉に反映させることが望ましい。なお、府が積算時に使用する技術者水準では、当システ</p>	<p>措置</p> <p>税の制度及びシステムの複雑性、高い精度が求められる開発の正確性、短期間での改修が必要となる迅速性、並びに税業務を熟知した技術者の確保の困難性という税務情報システムの固有の事情を考慮し、業者の技術者水準と同等レベルとなる税務情報システム独自の単価を設定することとしている。</p> <p>その上で、実績と見積との工数差の分析を行い、翌年度以降の計画工数策定や契約に反映させる。</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
<p>第5</p> <p>【1】府税を管理する情報システムに関する検討</p> <p>4. 税務システム開発・運用・保守委託の契約に関する事務について</p> <p>(4) 工数・費用の積算について</p> <p>②意見</p> <p>(A) 情報システム委託契約金額の設計書における精緻な積算、及び見積提案額との差異分析を行うべき</p>	<p>ムの委託業務を担当できない理由が合理的であれば、その業務に対する府の積算時における積算単価を見直す検討を行うべきである(意見番号33)。P94</p> <p>府では「税務情報システムに係るシステム保守及び運用管理業務」において、工数と単価により総費用を見積もっている。単価については財団法人経済調査会発行の「積算資料」をもとに府の総務部IT推進課が設定した「積算ガイドライン」におけるシステムエンジニアの単価を使用している。</p> <p>府の設計書においては各作業工程の工数と単価を見積もり、総額を算出している。府による見積工数、単価及び総額と業者による見積工数、単価、及び総額の状況を比較したところ、工数が業者見積のとおりとすると、平成22年度における府の見積が過大ということになる。</p> <p>仮に工数につき業者見積が妥当だとした場合は平成22年度は工数の12.4%、つまり実契約額のうち15,078千円の府の積算総額削減となり、契約額削減が可能となる。</p> <p>業者見積工数が少ない要因としては、要求された仕様を業者が正しく理解していなかったために過少見積をしたこと、又は総額を前提条件とし、単価を下げないために工数で実際の見積工数を下げたこと等も考えられる。このように総額のみで、業者の見積の妥当性を判断した場合は、システムの開発・導入・変更に対する納期や品質に対するリスクが増大し、過大な費用が発生する可能性がある。</p> <p>随意契約の場合においては、他社との見積比較が困難な契約が多く、さらなる留意が求められる。業者との信頼関係に基づく、こうした詳細な費用に関する情報収集や、調整・確認をあいまいにしたまま進めて来た状況があるのではないかも思考される。</p> <p>また、平成21年度及び平成22年度の府設計書における見積工数及び見積単価はまったく同数であり、見積単価は府総務部IT推進課が予め設定した「積算ガイドライン」におけるシステムエンジニアの単価を使用するため、同数であることは理解できるものの、見積工数までも同数であることは理解しがたい。19年間随意契約</p>	<p>措置</p> <p>税の制度及びシステムの複雑性、高い精度が求められる開発の正確性、短期間での改修が必要となる迅速性、並びに税業務を熟知した技術者の確保の困難性という税務情報システムの固有の事情を考慮し、業者の技術者水準と同等レベルとなる税務情報システム独自の単価を設定することとしている。</p> <p>その上で、業者見積額と府積算額とのギャップを分析し、双方でコストの適正化を図る。</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
	<p>が続くA社においては当業務のノウハウが蓄積していることにより、工数を削減可能であることも府は見込めるはずである。</p> <p><u>信頼関係を良好に維持するためにも、実態に即して、まずは、積算単価を見直す必要があるが、業者見積額と府積算額とのギャップ分析を明確にし、コスト削減に向けて府及び業者の双方が努力し、それが第三者にも理解できるようにする必要がある（意見番号35）。P96</u></p>	
<p>第5 【4】その他</p> <p>4. eLTAXによるサービス提供について</p> <p>(2) 意見 ①eLTAXのサービス提供メニューを拡充すべき</p>	<p>地方税ポータルシステム（eLTAX）とは社団法人地方税電子化協議会が運営するシステムであり、地方税の申告、申請、納税などの手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムである。</p> <p>府が提供するeLTAXのサービスメニューは法人二税の電子申告のみで、その他の税目・手続についてはeLTAXのサービスを提供していない。</p> <p><u>eLTAXの導入により府の賦課徴収事務の業務効率が向上するとともに、納税者の利便性の向上が期待できるところであり、サービスメニューの拡充を検討すべきである。</u></p> <p><u>特に申請・届出のサービスについては、eLTAX運用中の府内市町村のうち貝塚市を除くすべての団体が導入していることもあり、利便性向上の効果が大きく、システム改修等の費用も大きくないと考えられるため、早急にサービスを提供すべきである。</u></p> <p><u>また、電子納税についても、大阪市は導入しており、現状では大阪市税を電子納税しても府税は銀行等に赴いて納付する必要があることから、現状は納税者の利便性を損なっていると考えられる。システム改修等の費用を勘案する必要はあるが、電子納税サービスの導入を積極的に検討することが望まれる（意見番号44）。P105</u></p>	<p>eLTAXについては、これまでの電子申告に加え平成23年4月1日から電子申請・届出等のサービスを開始した。</p> <p>電子納税については、既に導入している府県での利用実績や費用対効果、府の財政状況等を勘案しながら引き続き検討する。</p> <p>経過報告</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
第6 債権管理事務の検討（税金・貸付金以外の債権を対象）			
<p>第6</p> <p>【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>（7）補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金</p> <p>②意見</p> <p>（A）法人の財政状態を把握し、継続的な回収努力が必要</p>	<p>現在の返還状況は債権残高に対して5%以下であり、平成21年度の返済実績から算定すると、元本完済までに100年近く要することになる。しかし当法人に対しては府以外の多額の債権者も存在し、この中には一般債権である府債権より優先弁済権を有する債権もあるため、府が施設の差押え等による強制徴収を申し立てても実効性はない。</p> <p>当該債務が解消された後には、府への返済額が増加することが期待されることから、施設の入所者の生活に多大な支障をきたすことがないよう、法人の健全経営に配慮しつつ早期の返済を求めているところである。</p> <p><u>今後、法人の財政状態を把握しつつ、着実な回収努力を続けていく必要がある（意見番号60）。P129</u></p>	<p>債権回収・整理計画の作成にあたっては、施設入所者の生活に支障がきたすことがないよう法人の財政等経営状況を勘案しながら協議をし、債権回収・整理計画の回収目標額を定めた上で、着実な回収に努める。</p>	<p>経過報告</p>

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
<p>第6</p> <p>【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(8) 障害者扶養共済制度掛金</p> <p>②意見</p> <p>(A) 回収可能性を判断して適時に不納欠損処分を行うべき</p>	<p>平成21年度末時点の収入未済額一覧によると、最も長期間にわたって滞留している債権は昭和49年に発生した4,100円(3件)であり、加入者はそれぞれ昭和61年、平成元年、平成10年に脱退していた。債務者からの時効の援用がなかったため時効が成立していないことから不納欠損処分がなされていなかった。</p> <p>平成21年度末の収入未済額108,011千円のうち、脱退者に係る分は105,558千円であり、約98%を占めている。脱退者の滞納債権については、脱退した滞納者にとって滞納掛金を支払うことに何のメリットもなく、滞納債権の納入が期待できない。また、債権発生から35年以上も経過した債権であることから、債務者の中には民間の保険と同様、掛金を支払わないことによって自然と脱退したものと考え、今さら掛金を支払うことなど全く考えていない脱退者もいると予想される。</p> <p>このため、時効期間が経過した脱退者に係る滞納債権については不納欠損処分することが望まれるが、当債権は私債権であるため、債務者からの援用がなければ時効とならないことから、過去において不納欠損処分を行った事例がない。私債権の時効期間である10年が経過した債権等、<u>回収可能性の乏しい債権については新条例に基づく債権放棄を行ったうえで不納欠損処分すべきである(意見番号61)。P131</u></p>	<p>指摘のあった時効期間を経過している脱退者に係る滞納債権については、現地訪問などを通じて債権ごとに実態把握を進め、回収可能性を見極めた上で、回収不能の債権については債権放棄に向けた取り組みに努めていく。</p>	経過報告
<p>第6</p> <p>【2】監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(8) 障害者扶養共済制度掛金</p>	<p>大阪府障害者扶養共済制度条例(以下「条例」という。)第18条第3項及び同施行規則第14条によると、知事は加入者が掛金の支払いを3カ月以上滞納したときは、加入者を脱退させることができると定められている。しかし府においては、当条例はあくまで「できる」規程であり、過去5年間において強制的に脱退をさせた例は7件に留まる。</p> <p>長期滞納者に対しても加入継続を認めてきたのは、制度趣旨に基づき障がい者をもつ家族の意思を尊重して個々のケースを考慮したためであり、加入者の全てに対して、公平に継続を認めてきた結果である。</p> <p>しかしながら、期間を区切らずに滞納者の継続加入を認めて、その間府が滞納者の掛け金を機構に支払い続けることは、通常納付者との公平性の観点から問題である。</p>	<p>指摘のあった加入者への納付指導については、加入者の滞納状況や生活実態を踏まえ、必要に応じて分割納付について案内する。</p> <p>なお、納付意志を示さない加入者については、脱退に向けた取り組みを実施していく。</p> <p>今後の取組みにあたっては、税政課債権特別回収・整理グループと連携を図り整理・回収に向けた具体的な取り組みに努めていく。</p>	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要		措置等の状況	対応
②意見 (B) 債権管理マニュアルを厳格に適用すべき	<p>については、<u>加入者の状況に十分配慮した納付指導に努め、度重なる指導をもって納付意思を示さないような債務者に対しては、強制脱退させるなど「大阪府障がい者扶養共済制度債権管理マニュアル」を厳格に適用すべきである（意見番号 62）。P132</u></p>		
<p>第6</p> <p>【2】 監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2. 個別債権に対する監査の結果及び意見</p> <p>(8) 障害者扶養共済制度掛金</p> <p>②意見 (C) 債務者別・発生年度別の未収金の明細書を作成し、タイムリーな督促を行うべき</p>	<p>対象者が当月以前にも滞納している掛金がある場合にはこれらを別途集計した明細書を毎月、同封し債務確認及び督促を行っている。また、債務者別の督促状況については、情報システム上では詳細記述ができないため、情報システムから基本情報を出力し、督促に係る記録を別の様式に手書で転記し、債務者別にファイリングしている。当記録を閲覧したところ、債務者別の督促状況の把握は良好であった。</p> <p>しかし、脱退済みの者や過年度にのみ滞納がある加入者については、毎月の督促の対象にならず、タイムリーな督促が行われていない。</p> <p><u>月次で、債務者別・発生年度別の未収金の明細書を作成して、更なる債権管理の強化に努めるべきである（意見番号 63）。P132</u></p>	<p>指摘のあった月次の債務者別・発生年度別の未収金の明細書については、昨年度において作成した。今後の債権管理については、月ごとの督促に加え、未収金の明細書も活用していく。</p>	経過報告
<p>第6</p> <p>【3】 その他債権管理全般に関する指摘</p>	<p>府では、平成 23 年度より、一部の債権については、事業事務を行う主体と債権管理部門を区分し、債権管理を債権特別回収・整理チームに担わせることを予定している。</p> <p>当該チームの業務遂行により複数の債権を滞納している債務者の財産調査結果等</p>	<p>従来、府税では、「質問検査権」で知り得た滞納者の財産調査結果の取扱いに関しては、守秘義務を遵守するため、極めて慎重かつ厳格に対応する立場を採り、他の</p>	経過報告

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
<p>3. 財産調査結果の積極的な共有化を行うべき</p>	<p>の情報の共有を行うことができ、効率的な債権回収が可能になると考える。</p> <p>強制徴収公債権の回収にあたっては国税徴収法第 141 条を根拠とした「質問検査権」を有するため、回収時に得られた財産調査結果（例えば、個人の財産所有状況、連絡先、勤務先等）を強制徴収公債権同士の間では共有することは許されると考えられるが、非強制徴収公債権や私債権への共有はできないと考えられる。一方、「質問検査権」を有さない非強制徴収公債権や私債権については、他の私債権や非強制徴収公債権の回収のために利用することは許されないと考えられる。</p> <p><u>当チームにおいては個人情報の保護に必要な措置を取ることはもちろんであるが、法的に可能な範囲で財産調査結果については各債権間で共有化を図り、債権管理・回収に努めるべきである（意見番号 66）。P134</u></p>	<p>債権との間では、共有していませんでした。</p> <p>しかし、より効率的な債権回収を図る観点から、府税で把握している滞納者の財産調査結果を他の強制徴収公債権でも共有できるよう現在、準備を進めているところです。</p>	

平成21年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

出資法人に関する財務事務について

総括表

【平成26年3月6日現在】

項 目	監査の結果				意 見				
	件数	措置	経過報告	件数	措置	経過報告	件数	措置	経過報告
		(うち今回措置分)	(うち今回経過報告分)		(うち今回措置分)	(うち今回経過報告分)			
府の財務事務に対する指摘	出資の有効性検討	0	0	0	6 (2)	4	2 (2)		
	出資法人との関わり(人的関与を含む)のあり方	0	0	0	18	18	0		
	公益法人制度改革への対応	0	0	0	1	1	0		
	出資法人への貸付金・委託料・補助金の検討	7	7	0	25 (1)	24	1 (1)		
	出資法人への府有財産の貸付	0	0	0	1	1	0		
	出資法人への損失補償・債務保証	0	0	0	1	1	0		
各出資法人に対する指摘	財団法人大阪産業振興機構	0	0	0	3	3	0		
	財団法人大阪府タウン管理財団	0	0	0	5	5	0		
	大阪府住宅供給公社	0 0	0 0	0 0	2 0	2 0	0 0		

(注1) 監査の結果…①合规性、②3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの

意見……………監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2) 措置……………監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告……措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成21年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
<p>第4 監査の結果及び意見(府の財務事務に対する指摘)</p>			
<p>【1】出資の有効性検討</p> <p>2. 意見</p> <p>(1)「財政再建プログラム(案)」の方向性として自立化を目指す法人については出資のあり方を見直すべき</p>	<p>財政的・人的関与を最小限に抑制する、という方針を明確にしているのであるから、出捐の回収ができない公益法人や社会福祉法人以外の株式会社の指定出資法人については、<u>自立化のため、将来においては可能な限り府の出資比率を下げる</u>ことが望ましいと考える(意見番号1)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社大阪国際会議場</li> <li>・堺泉北埠頭株式会社</li> </ul>	<p>【株式会社大阪国際会議場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府立国際会議場については、平成25年2月議会において、公募で指定管理者を指定する規定に改正するための大阪府立国際会議場条例の一部を改正する議案が議決</li> <li>・平成25年8月～10月 26年度以降の指定管理者を選定するため、公募を実施し、選定の結果、同法人を指定管理候補者として選定</li> <li>・平成25年9月議会において、同法人を指定管理者として指定する議案が議決</li> <li>・府の法人に対する関わりのある方などについて、引き続き検討していく</li> </ul> <p>【堺泉北埠頭株式会社】</p> <p>府市統合本部会議(平成24年6月19日開催)、及び大阪府戦略本部会議(平成24年6月29日開催)において、類似・重複している行政サービス(B項目)の基本的方向性が決定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府市港湾事業の統合(A項目)、及び大阪港埠頭(株)と神戸港埠頭(株)の経営統合をした後に、その時点の状況を踏まえ、堺泉北埠頭(株)と(仮称)阪神港埠頭(株)の経営統合をめざす。</li> <li>・そのため府においては、堺泉北埠頭(株)に対し、直営部分を、在来埠頭を含めて可能なところから管理運営を委ね、港湾運営会社指定に向け、運営ノウハウの蓄積を図る。</li> </ul> <p>今後、同社の港湾運営会社指定に向けては、府の出資による関与や人的関与が一定必要になることが見込まれるため、</p>	<p>措置</p> <p>経過報告</p>

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
		(仮称)阪神港埠頭(株)設立の動きや港湾運営会社に対する国の動向も見極めながら、出資や配当のあり方を検討していく。	
<p>(2) 出資に対する効果の測定をすべき</p> <p>① 株式配当収入の効果の確認</p>	<p>次の2出資法人については、さらに出資の効果としての配当を要求することが可能であると考え(意見番号2)。</p> <p>・堺泉北埠頭株式会社</p>	<p>【堺泉北埠頭株式会社】</p> <p>府市統合本部会議(平成24年6月19日開催)、及び大阪府戦略本部会議(平成24年6月29日開催)において、類似・重複している行政サービス(B項目)の基本的方向性が決定された。</p> <p>・府市港湾事業の統合(A項目)、及び大阪港埠頭(株)と神戸港埠頭(株)の経営統合をした後に、その時点の状況を踏まえ、堺泉北埠頭(株)と(仮称)阪神港埠頭(株)の経営統合をめざす。</p> <p>・そのため府においては、堺泉北埠頭(株)に対し、直営部分を、在来埠頭を含めて可能なところから管理運営を委ね、港湾運営会社指定に向け、運営ノウハウの蓄積を図る。</p> <p>今後、同社の港湾運営会社指定に向けては、府の出資による関与や人的関与が一定必要になることが見込まれるため、(仮称)阪神港埠頭(株)設立の動きや港湾運営会社に対する国の動向も見極めながら、出資や配当のあり方を検討していく。</p>	経過報告
<p>(2) 大阪府立中河内救命救急センターの効率的な運営方法を検討すべき</p> <p>② 意見</p>	<p>現状のサービス水準を維持しつつ、より効率的な運営方法を探り、府の負担を縮減することを検討すべきであるから、隣接する東大阪市立総合病院とも連携協力し、より効率的な運営を行う方策の検討が必要であると考え(意見番号45)。</p> <p>・財団法人大阪府保健医療財団</p>	<p>【公益財団法人大阪府保健医療財団】</p> <p>疾病構造の変化や救急医療の現状を踏まえ、地域の救急医療体制に不可欠な救命救急センターとして一層の医療機能の充実を図るため、よりよい運営形態のあり方について検討を進めている。</p>	経過報告

平成20年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

普通財産の管理に関する財務事務について(行政財産の用途廃止事務を含む)

総括表

【平成25年3月6日現在】

項 目	監査の結果			意 見		
	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)
公有財産の管理に関する監査結果	1	1	0	10	10	0
普通財産貸付事務に関する監査結果	22	22	0	44 (9)	35	9 (9)
公有財産の有効活用に関する監査結果	2	2	0	39 (5)	34	5 (5)

(注1) 監査の結果・・・①合規性、②3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの

意見……………監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2) 措置……………監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告……………措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成 20 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
<b>第5 普通財産貸付事務に関する監査結果</b>			
<p>【3】貸付普通財産の使用目的別検討  (意見) 6. 保育園</p>	<p>同様に他の<u>保育園敷地を目的とした貸付けについても減免取引から見直すべきと考える(意見番号 21)。</u></p>	<p>島屋保育所敷地については、平成 27 年度末まで無償貸付契約を交わしているが、平成 24 年 4 月に貸付先である社会福祉法人島屋福祉会に対し、有償借受又は買い取りを検討するよう依頼した。同法人では、無償貸付契約期間満了後の平成 28 年度以降については、有償借受又は買い取りについて検討を行うこととなった。引続き同法人に働きかけを行うとともに、検討結果を踏まえ対応する。</p> <p>東大阪春宮(行政財産)については、貸付先の東大阪市と減免の見直しに向け協議中である。</p>	<p>経過報告</p> <p>経過報告</p>
<p>7. 高齢者向け施設</p>	<p>高齢者向け施設については、3件すべて免除している。しかし、【1】1.に記載したとおり、平成 18 年2月の総務部長通知において府の事務事業との関連性があるもの等、<u>貸付料減免の要件を厳格に適用することを求めており、高齢者向け施設であることをもって免除理由とすることは妥当とはいえない。有償貸付へ見直すべきである(意見番号 22)。</u></p>	<p>特別養護老人ホーム富美ヶ丘荘の職員寮の用地及び建物については、平成 21 年 7 月以降、貸付先である社会福祉法人恩賜財団済生会と協議を行っているが、これまでの経過及び施設の収益から考え、有償化は困難であるため、返還も含め調整している。 今後も引き続き使用貸借の解消に向け同法人と協議を行う。</p>	<p>経過報告</p>
<p>【4】貸付普通財産の貸付先法人種類別検討(意見)  2. 地方公共団体</p>	<p>このように<u>市に減額または免除により貸付けている場合</u>においては、各々、かつては貸付け時の経緯はあったものの、現在の府の財政状況から鑑みて<u>貸付料を徴収するよう交渉すべきである(意見番号 23)。</u></p>	<p>富田林病院の建物については、建物を有償貸付とする場合は、富田林市に対する土地の賃借料を支払う必要がある。このため、建物の譲渡も視野に入れて、富田林市と調整している</p> <p>元大阪府立勤労青少年会館(泉ヶ丘勤労者体育センター)敷地については、貸付先である堺市に対し、現貸付期限の平成 26 年 3 月末以降は、無償貸付は困難である旨伝えとともに、有償による賃貸契約または、貸付物件の返還を検討するよう堺市に申し入れている。平成25年7月には堺市役所において、今後の方針について協</p>	<p>経過報告</p> <p>経過報告</p>

平成 20 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
		<p>議した。契約更新時での府の貸付条件は有償化が原則であり、来年度の予算措置の確保について要望した。大阪府にはもう一期だけ引き続き減免を継続して頂きたいとの申し入れがあった。市町村への財産貸付に係る有償化については、財産活用課と市長会との協議の結果、当該案件は第5類型の「個別協議」に類別されるとのことから、財産活用課及び堺市と協議の結果、3年更新した後、施設を廃止し、更地にして大阪府に返還するとのことで使用貸借契約更新の準備中である。</p>	
<p>8. 岸和田市保健衛生センター敷地</p> <p>(3)意見 ①周辺地の有償貸付けの検討が必要</p>	<p>有償貸付部分の土地貸付料については、平成 20 年度から減額率を低下させ5年後には正規の貸付料とする合意ができているが、(中略)まずは駐車場として利用している部分を有償貸付とすることが求められる。次に、テニスコート部分について、(中略)岸和田市にもその解決策を求め、府は岸和田市とともに<u>土地の売却、有償貸付、その他有効利用を検討していくことが必要</u>と考える(意見番号 33)。</p>	<p>現行の有償貸付部分の土地貸付料については、平成 24 年度から減免をしない正規の貸付料としたところである。</p> <p>その他の敷地については、同敷地内に泉州北部初期救急広域センターを建設する計画が持ち上がったため、いったん敷地の活用方針を保留としていたが、23 年度末に当地での建設計画が白紙となったことから、有償貸付や売却の協議を再開した。</p> <p>しかし、24 年度に入り、市からメディカルセンターの耐震化や福祉センターの移転構想などがあるため、具体化するまでの間は敷地の売却をしないよう求められており、将来的には市への売却も考えられるため、当面は有償貸付に向けた協議を進める。</p>	経過報告
<p>9. 島屋保育所敷地</p> <p>(3)意見 ①貸付料の徴収を検討すべき</p>	<p>当該通知内容の変更に伴って、<u>貸付料を免除する府の貸付方針も見直すべき</u>である(意見番号 34)。</p>	<p>社会福祉法人についても、他の法人と同様、貸付料減免措置の必要性、妥当性を点検し、適正な取扱いを行うこととしている。</p> <p>現在の契約期間は、平成 27 年度末までであるが平成 24 年 4 月に貸付先である社会福祉法人島屋福祉会に対し有償借受又は買い取りを検討するよう依頼した。同法人では、無償貸付契約期間満了後の平成 28 年度以降については、有償借受又は買い取りについて検討を行うこととなった。引続き同法人に働きかけを行うとともに、検討結果を踏まえ対応する。</p>	経過報告

平成 20 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
<p>10. 泉南医療福祉センター敷地</p> <p>(2)意見</p> <p>①介護保険施設(特別養護老人ホームほか)敷地使用部分は減免見直しが必要</p> <p>②病院の公的役割部分に対してその相当額の支援を行うことに向けた検討に着手すべき</p>	<p>今後は、他事業者との公平性の見地から<u>介護保険施設の敷地として使用している部分の貸付料免除の見直しが必要である(意見番号 36)。</u></p> <p>当該病院に対しても府が負担すべき公的部分の適正額はいくらかを明確にするように努め、その相当額の支援(補助金等)を行うことへ向けた検討が望まれる(意見番号 37)。</p>	<p>平成 24 年 7 月に実施された委員監査の結果、『府民の視点及び府の財政状況を踏まえ、済生会に対する府の財政的支援等について、早急に見直しを図ること。』との意見が出されたことを受け、今後その視点にたち、済生会と調整している。</p> <p>経過報告</p>

平成 20 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
<p>17. 大阪府港湾教育訓練センター</p> <p>(2)意見 ①社会情勢の変化等に即応して、貸付料減免の見直しが必要</p>	<p>府は、貸付先に「当該施設が貸付料免除施設には該当せず、適切な貸付料の負担が必要であること」の理解を求め、負担スキームを検討する必要がある(意見番号 48)。</p>	<p>平成 21 年 3 月以降、貸付先である社団法人港湾教育訓練協会に対し、貸付料負担の協議を行っているが、同協会は、これ以上の負担は同協会の経営状況から難しいとして、合意に達していない。</p> <p>平成 24 年度及び平成 25 年度の貸付契約の更新に際しても協議を継続してきたが、同協会の財務状況に大きな変化はなく、負担は困難である実情に変わりがない旨の返答であった。</p> <p>平成 26 年度の貸付契約更新に際し、同協会と改めて協議を行うとともに、今後も、財務状況を注視しながら、継続して働きかけを行う</p>	<p>経過報告</p>
<p>③施設の売却を推進すべき</p>	<p>独立行政法人雇用・能力開発機構が全施設を管理・運営する方が、本来の役割分担に合致するとともに、施設運営及び管理の効率性や有効活用の観点から優れていると考える。よって、府は当該センター建物の持分を同機構に売却することも検討すべきと考える(意見番号 50)。</p>	<p>(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴う国からの施設移管に係る意向調査において、譲り受けない理由として、港湾労働者の訓練は、本来、国の責務とされていることから、国の責任において、一元的に実施されるべきものであるとし、併せて、施設の府所有部分のあり方について、協議を求めたいと回答した。</p> <p>平成 24 年 8 月、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(※)大阪職業訓練支援センターに大阪府持分の譲渡の意向を示した。</p> <p>さらに、平成 25 年 2 月に同機構本部(千葉県千葉市)に赴き、改めて一元的な管理に向けた大阪府の考えを示したうえで、譲渡について申し入れを行った。</p> <p>平成 25 年 4 月、再度、同機構大阪職業訓練支援センターに、一元的な管理に向けた大阪府の考えを示し、施設の府所有部分の譲渡について大阪府の意向を示した。</p> <p>平成 25 年 8 月、厚生労働省に対し、同様の申し入れを行った。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ (独)雇用・能力開発機構の業務は、平成 23 年 10 月に(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構へ承継された。</p> </div>	<p>経過報告</p>

平成 20 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
第6 公有財産の有効活用に関する監査結果			
<p>【3】全般的検討 (意見) 8. 普通財産の未 利用地・低利用地</p> <p>(2) 庁舎周辺整 備用地 ②意見 (A)「庁舎周辺整 備用地」の早急な 有効活用方針を 確定すべき</p>	<p>府庁舎の建て替え(または移転、土地活用)案のどの案 においても、<u>構想案対象外となっている用地については、 資産維持コスト(草刈り費用等)を勘案しつつ、早期売却等 の対策を検討すべきである(意見番号 64)。</u></p>	<p>大手前地区については、平成23年2月にとりまとめた土地利用計 画(素案)をたたき台として、今後、まちづくりの具体化を図ることとし ており、こうした動きとあわせ、事業化する見込みのない用地につい ても、別途、検討している府庁舎全体のあり方との整合を図りなが ら、処分を含む活用方策について検討を進める。</p>	<p>経過報告</p>

平成 20 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
<p>【6】低・未利用行政財産の個別検討結果</p> <p>1. 砂川厚生福祉センター</p> <p>(2)意見</p> <p>①総合的な土地利用計画が必要</p>	<p>今後、センター再編整備の進展に伴い、センターの必要敷地は減少し未利用の土地が増加していくことになる。その場合において、センター内の施設・運動場等の配置に加え、残された土地の利便性を考慮(例えば、利用しやすい形状にする、外部からのアクセスを考慮するなど)して、<u>現在のセンター敷地全体の利用価値を高め、有効活用する方法を早急に検討することが望まれる(意見番号 72)。</u></p>	<p>府立佐野支援学校の生徒数の急増に対応するため、敷地の一部(15,376㎡)を平成 21 年7月から平成 25 年 5 月まで、同支援学校の仮設校舎用地として使用許可を付与し、平成 22 年 4 月より府立佐野支援学校砂川校として開校していた。</p> <p>また、平成 23 年度末には、旧法施設である「こんごう寮」についても廃止した。</p> <p>これらを踏まえたうえで、本センターの今後の土地利用計画について検討した結果、支援学校の仮設校舎用地の跡地については、障がい者支援施設「いぶき」・「つばさ」の利用者の日中活動及びセンター行事に活用することとした。</p> <p>「こんごう寮」を含む他の寮の跡地については、関係機関との調整など、さらに検討すべき課題も多いため、H25年度においても有効活用方策を検討しているが、残存建物の撤去等の問題もあり、今後も引き続き活用策を検討していくこととしている。</p> <p>なお、府の他機関から廃止施設の建物を倉庫に転用したいという相談等があるとともに、未利用用地への太陽光発電設置についての調査が行われたところである。</p>
<p>10. 都市計画道路泉州山手線用地</p> <p>(2)意見</p> <p>②機会費用を認識の上、早期に事業化または事業化廃止へ取り組むべき</p>	<p>毎年、事業を行わずに未利用地を保有することにより、コストが発生することを十分に意識したうえで、<u>早期事業化または、事業化廃止を決定すべきである(意見番号 80)。</u></p>	<p>長期未着手である道路の都市計画については、平成 23 年3月に見直しの基本方針を策定し、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて関係市町村と協議を進めている。</p> <p>なお、市町村との協議が整い次第、都市計画の変更を行う予定としており、これに合わせて将来の事業化または廃止を決定する。</p>

平成 20 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
<p>③機会費用を認識の上、早期に事業化または事業化廃止へ取組むべき</p>	<p>毎年、事業を行わずに未利用地を保有することにより、コストが発生することを十分に意識したうえで、<u>早期事業化または、事業化廃止を決定すべきである(意見番号 83)。</u></p>	<p>長期未着手である道路の都市計画については、平成 23 年3月に見直しの基本方針を策定し、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて関係市町村と協議を進めている。          なお、市町村との協議が整い次第、都市計画の変更を行う予定としており、これに合わせて将来の事業化または廃止を決定する。</p>	<p>経過報告</p>
<p>17. 阪南桃の木台(2)意見          ②当物件の利用計画を早急に再検討すべき</p>	<p><u>補助金返還の問題はあるものの、戸建住宅建設への計画変更も含めて当物件の利用計画を早急に再検討する必要がある。</u>          阪南スカイタウンの物件の分譲価格から概算すると、当物件全体の分譲価格は5億円程度になるとされる。(中略)このまま当物件を放置すれば、その間の維持管理費用1,000 千円のほか、金利相当額や固定資産税などの機会費用も毎年発生する。これらのコストも十分に加味して検討を行うべきである(意見番号 93)。</p>	<p>府の財政状況を踏まえ、事業の優先順位を検討した結果、現存する府営住宅の耐震化を優先するものであり、建設工事の着手時期については、現在、利用計画の代替案と並行して検討中である。</p>	<p>経過報告</p>

平成19年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

都市整備部が所管する港湾事業及び河川事業並びに総務部危機管理室が所管する事業の財務に関する事務の執行

総括表

【平成25年3月6日現在】

項目	監査対象機関 (部局等)	指 摘			意 見		
		件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)
港湾に関する事務	都市整備部 港湾局	19	19	0	17	17	0
	堺泉北埠頭 株式会社	4	4	0	10 (4)	6	4 (4)
	泉大津港湾都市 株式会社	2	2	0	4	4	0
河川及び水防に関する事務	都市整備部 河川室	0	0	0	16	16	0
危機管理に関する事務	総務部 危機管理室 (現 政策企画部)	1	1	0	23	23	0

(注1) 指摘……………①合法性、合規性、②経済性・効率性・有効性の観点から、是正・改善を求めるもの

意見……………指摘には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと

(注2) 措置……………指摘等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告……………措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成 19 年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の状況

第 3 堺泉北埠頭株式会社

8 青果事業

(4) 大阪府営施設の使用料が低廉に抑えられていること

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
① 燻蒸上屋の使用料 エ 監査の結果及び 意見	(前略) 燻蒸上屋は特別会計に属するものであり、特別会計は原則としてその収入でもって費用を賄うべきものである。この特別会計の趣旨に鑑みれば、大阪府において、燻蒸上屋の使用料について、原価との乖離を縮小する努力が求められる。【意見】	<p>青果事業関連施設も含め府営上屋等の在来埠頭については、府市統合本部会議(平成 24 年 6 月 19 日開催)、及び大阪府戦略本部会議(平成 24 年 6 月 29 日開催)において、府が港湾運営会社を目指す堺泉北埠頭(株)に管理運営を委ねる旨の基本的方向性が示されたところ。</p> <p>今後は、同株式会社による埠頭運営の収支も踏まえつつ、近隣港の同様施設の料金動向も勘案しながら、相応な価格設定について検討を行っていく予定。</p>	経過報告
② 大阪府営上屋の屋 上使用料	大阪府は、更地利用の場合の料金設定とは異なり、相応の料金設定を検討してもよいのではないかと考えられる。【意見】		
③ 上屋敷地の使用料	同上【意見】		
④ まとめ	(前略) 青果事業関連施設使用料については、相応の料金設定を検討してもよいのではないかと考えられる。【意見】		